令和６年度（2024年度）
経済産業関係　税制改正について

令和５年１２月

経 済 産 業 省

目　次

１．国内投資の促進と構造的・持続的賃上げの実現・・・2
（１－１）戦略分野国内生産促進税制の創設
（１－２）イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設
（１－３）賃上げ促進税制の拡充及び延長
（１－４）カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

２．地域経済を支える中堅企業の活性化と中小・小規模事業者の事業承継・成長支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（２－１）地域未来投資促進税制の拡充
（２－２）中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（中堅・中小グループ化税制）
（２－３）法人版・個人版事業承継税制に係る所要の措置
（２－４）中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長
（２－５）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
（２－６）外形標準課税の見直し

３．スタートアップ・エコシステムの更なる強化・・２５
（３－１）ストックオプション税制の拡充
（３－２）エンジェル税制の拡充等
（３－３）オープンイノベーション促進税制の延長
（３－４）スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充及び延長
（３－５）第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

４．経済のデジタル化・グローバル化に対応した事業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（４－１）国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し
（４－２）経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応
（４－３）外国子会社合算税制の見直し

５．GXの実現に向けた、強靭なサプライチェーンの構築・・４１
（５－１）海外投資等損失準備金の見直し及び延長
（５－２）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
（５－３）自動車関係諸税のあり方の検討
（５－４）電気・ガス供給業の収入金課税の見直し

６．その他・・・５０
（６－１）エネルギー・資源・環境関連
（６－２）地域経済・中堅・中小企業支援関連
（６－３）復興・防災関連
（６－４）その他

１．国内投資の促進と構造的・持続的賃上げの実現

新設

（１－１）戦略分野国内生産促進税制の創設（法人税）

- 米国のIRA法、CHIPS法や欧州のグリーン・ディール産業計画をはじめ、戦略分野の国内投資を強力に推進する**世界的な産業政策競争が活発化**。我が国も、**世界に伍して競争できる投資促進策**が必要。
- 具体的には、戦略分野のうち、**総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの**（**電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）**など）について、初期投資促進策だけでは国内投資の判断が容易でなく、**米国もIRA法で生産・販売段階での支援措置**を開始していること等を踏まえ、**我が国も、産業構造等を踏まえた、生産・販売量に応じて税額控除措置を講ずる新たな投資促進策**が必要。
- こうした新たな投資促進策は、企業に対して**生産・販売拡大の強いインセンティブを与え**、本税制が対象とする**革新性の高い製品の市場創出を加速化**することも可能。

初期投資の割合が大きいもの

⇨ **初期投資支援が有効**

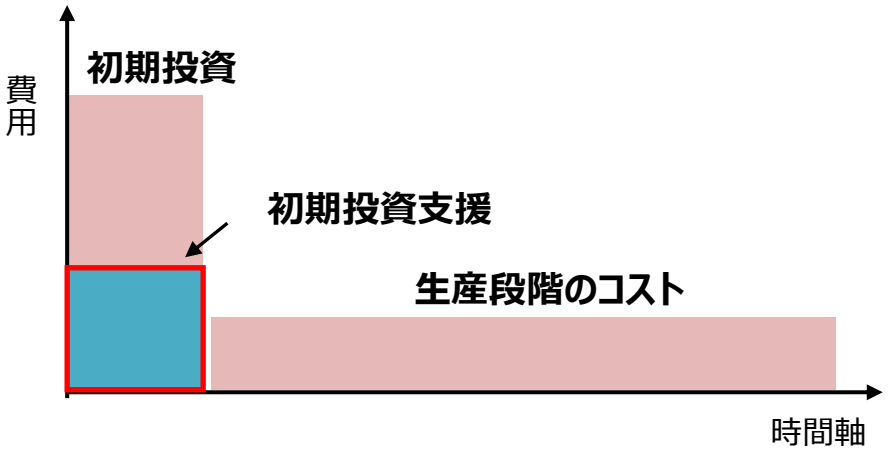

生産段階のコストが大きいもの

⇨ **戦略分野国内生産促進税制を措置**

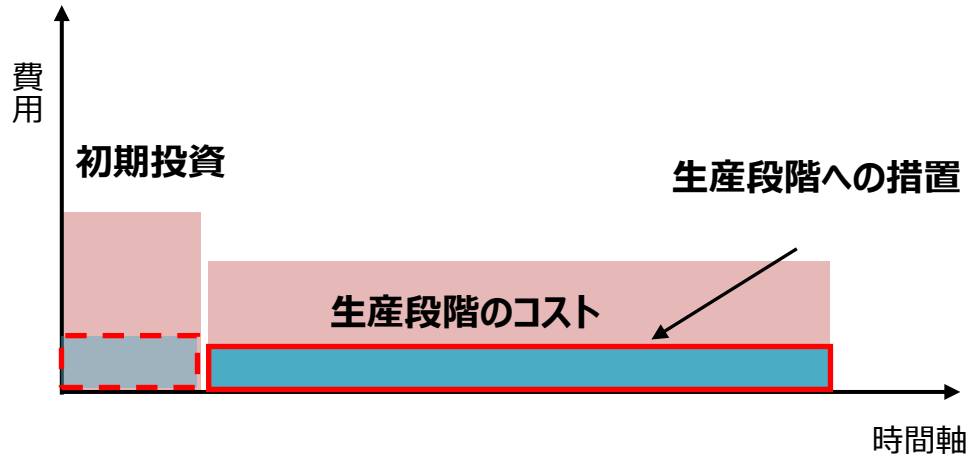

（参考１）戦略分野国内生産促進税制の制度設計について

大胆な国内投資促進策とするための措置

- **対象物資ごとの生産・販売量に応じた税額控除措置**
  - 戦略的に取り組むべき分野として、産業競争力強化法に**対象物資を法定**
  - 本税制の対象分野のうちGX分野については、**GX経済移行債による財源**を活用
- 産業競争力強化法に基づく**事業計画の認定から10年間の措置期間＋最大４年※の繰越期間**
- **法人税額の最大40%※を控除可能**とする等の適切な上限設定

※　半導体については繰越期間3年、法人税の20%まで控除可能

対象物資ごとの単位あたり控除額

物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台
	軽EV・PHEV	20万円/台
グリーンスチール		2万円/トン
グリーンケミカル		5万円/トン
持続可能な航空燃料（SAF）		30円/リットル

物資			控除額
半導体	マイコン	28-45nm相当	1.6万円/枚
		45-65nm相当	1.3万円/枚
		65-90nm相当	1.1万円/枚
		90nm以上	7千円/枚
	アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円/枚
		パワー（SiC, GaN）	2.9万円/枚
		イメージセンサー	1.8万円/枚
		その他	4千円/枚

（注）競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。（生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減）
半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

（参考２）国内投資拡大の現状と今後に向けて

- 我が国では海外投資の増加等を背景に**国内投資が停滞**していたが、近年増加傾向。特に**足下では大きく増加**し、**今年度は100兆円を超える見通し**が示されている。
- 一方、**世界では、戦略分野への投資を自国内に誘導する産業政策が活発化**。米国は昨年8月に成立した**IRA法**により、**国による50兆円規模の投資促進策**を打ち出し。EUは本年に入って、域内投資を促す観点から**グリーン・ディール産業計画等**を発表。
- こうした中、我が国としても大胆な投資促進策を講じることで、**国内投資を拡大**し、**賃金を引き上げ**、**地域も含めて需要を喚起**し、**持続的な経済成長に繋げていく**。

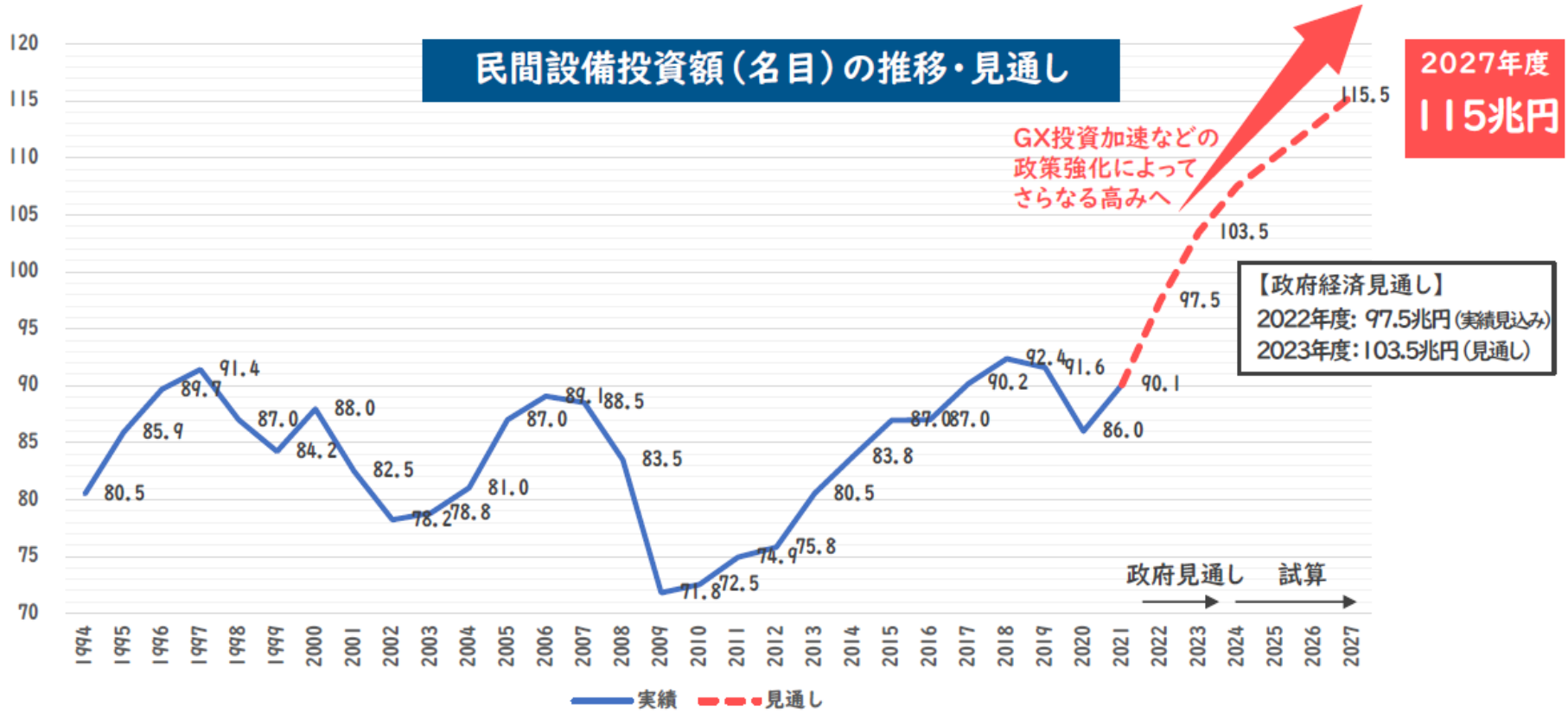

（出所）国内投資拡大のための官民連携フォーラム（2023年4月6日）経済団体連合会提出資料

（１－２）イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

新設

（法人税・法人住民税・事業税）

- イノベーションの国際競争が激化する中、**研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的として、**特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する。**
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討**が進展。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

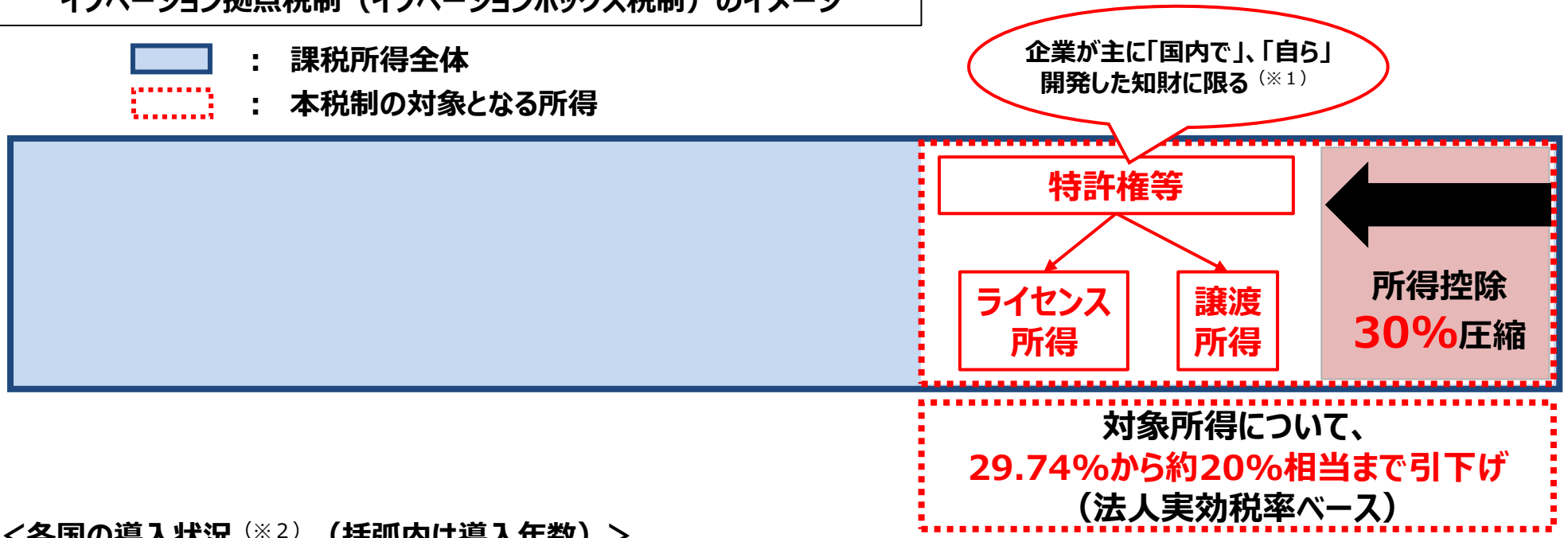

（※１）産業競争力強化法において新設する規定により確認。

<各国の導入状況（※２）（括弧内は導入年数）>

フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、中国（2008）、スイス（2011）、イギリス（2013）、韓国（※３）（2014）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、香港（2024目標）、オーストラリア（検討中）

（※２）米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在　　（※３）韓国では中小企業を対象とした制度

（参考）イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の制度案

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

$$\text{所得控除額} = \text{制度対象所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

制度対象所得 = 知財由来の所得

①対象となる知的財産の範囲

- **特許権**
- **AI関連のソフトウェアの著作権**

（令和６年４月１日以降に取得したもの）

②対象となる所得の範囲

- **知財のライセンス所得**
- **知財の譲渡所得**

(海外への知財の譲渡所得及び子会社等からのライセンス所得等を除く)

③自己創出比率の計算方法

- **企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合**

※本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

（参考）研究開発税制における控除率のメリハリ付け

研究開発税制について、**研究開発費が減少している場合**の控除率を段階的に調整。

（①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施）

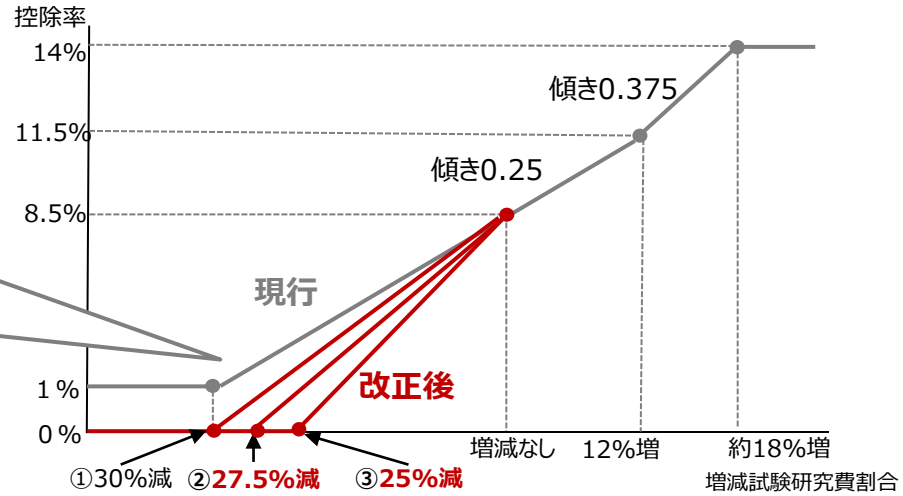

（１－３）賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

● ３０年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

大企業 ※1

改正後 【措置期間：３年間】

継続雇用者※4 給与等支給額（前年度比）	税額控除率 ※6	教育訓練費※7（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	５％上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	５％上乗せ	35%
＋４％	15%					
＋５％	20%					
＋７％	25%					

改正前 【措置期間：２年間】

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋３％	15%	＋20%	５％上乗せ	30%
＋４％	25%			
－	－			
－	－			

中堅企業 ※2

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	５％上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	５％上乗せ	35%
＋４％	25%					

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋５%	10%上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	５％上乗せ	45%
＋2.5%	30%					

全雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋10%	10%上乗せ	40%
＋2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**５年間の繰越しが可能**※8。

※１ 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
※２ 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が１万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
※３ 中小企業者等（資本金１億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
※４ 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
※５ 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
※６ 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
※７ 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
※８ 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

（参考）租税特別措置の不適用措置の見直しについて

- 収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対して講ずることとしている、研究開発税制等の一部の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置について、その**期間を3年間延長**するとともに、**要件を一部見直す**。

制度概要 【適用期限：**令和８年度末**まで】　※赤字：令和6年度税制改正における変更点

下記の①～③の全てを満たす**資本金1億円超の大企業**は不適用措置の対象。

①**所得金額**：対前年度比で増加

②**継続雇用者の給与等支給額**：
・大企業（下記以外の場合）：対前年度以下
・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、**又は、従業員数2,000人超**）：
対前年度増加率 1%未満

③**国内設備投資額**：
・大企業（下記以外の場合）：当期の減価償却費の３割以下
・前年度が黒字の大企業（資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超）：
当期の減価償却費の４割以下

【対象となる租税特別措置】

研究開発税制、地域未来投資促進税制、５G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制

（１－４）カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 2030年度46%削減、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、**カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を強力に後押しする観点から、控除率を引上げ**。
- さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、**投資の検討から投資判断に至るまでの期間**や、**投資から設備の稼働まで一定の期間が必要**であることを踏まえ、**適用期間を長期化**。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

改正概要

【適用期間】令和10年度末まで
（認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内）

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

対象

（１）対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）。
ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が１%以上向上するもの

（２）措置内容

現行			見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
－	－	－	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

（参考）中小企業のカーボンニュートラルに向けた取組状況について

- 近年、**サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル（CN）を目指して取り組むグローバル企業**が増加しつつある。実際に、**取引先からCNに向けた協力を要請された割合は、2020年から倍増。**
- こうした取引先の動きに加え、昨今のエネルギー価格の高騰もあり、**中小企業においても2年前に比べてCNに関する取組や意識は大幅に変化**。
- 他方で、CNに向けた取組の課題として、**対応コストが高い**と回答する者が大きく増加していることや**現有設備では対応が難しい**と回答する者も一定程度存在。こうした**中小企業のCNに向けた取組をより一層後押し。**

取引先からのＣＮに向けた協力要請

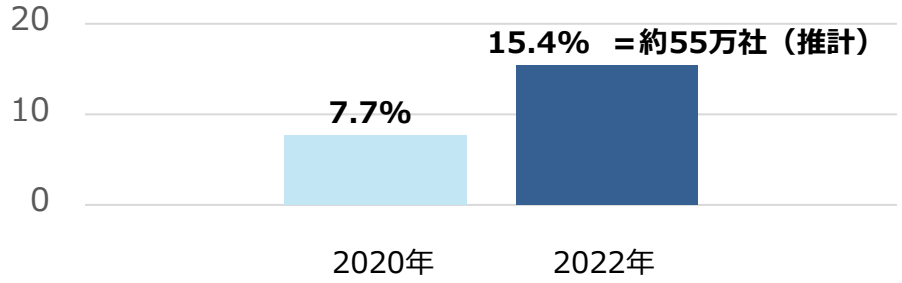

【出所】中小企業白書（2023年）より抜粋

ＣＮの方策を実施する上での課題や実施しない理由

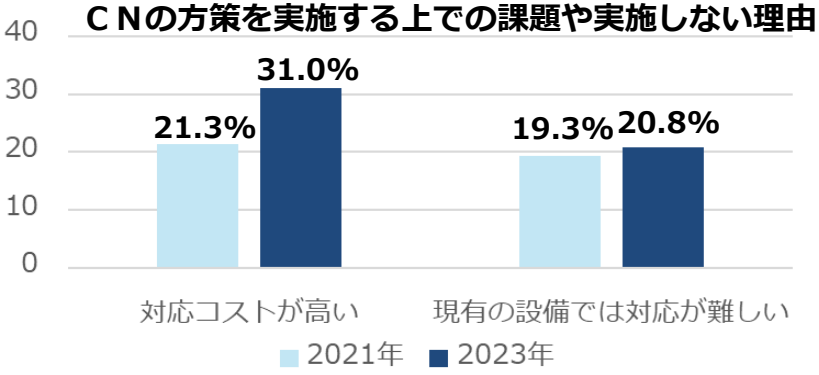

【出所】2023年7月　中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査（商工中金）を元に経済産業省が作成

カーボンニュートラルの影響への方策の実施・検討状況

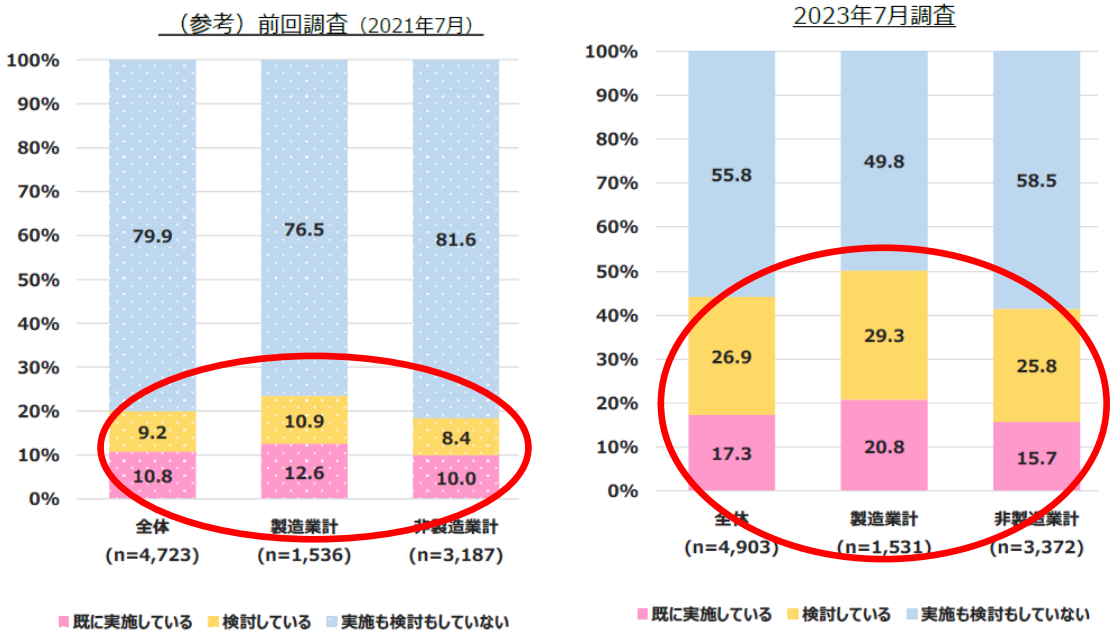

【出所】2023年7月　中小企業のカーボンニュートラルに関する意識調査（商工中金）

２．地域経済を支える中堅企業の活性化と中小･小規模事業者の事業承継･成長支援等

（参考１）中堅企業の重要性①：国内経済、国内投資等への貢献

- 中堅企業は、**海外拠点の事業を拡大しつつも、国内拠点での事業・投資も着実に拡大し、国内経済の成長に最も大きく貢献。**
- 他方、**大企業は、この10年間で圧倒的に海外拠点での事業を拡大**してきた。**今後成長する中堅企業が、国内投資志向の成長戦略を描けるかどうか**が、日本経済の持続的な成長に決定的に重要。

過去10年間における国内・海外現地の売上高の伸び*1,2

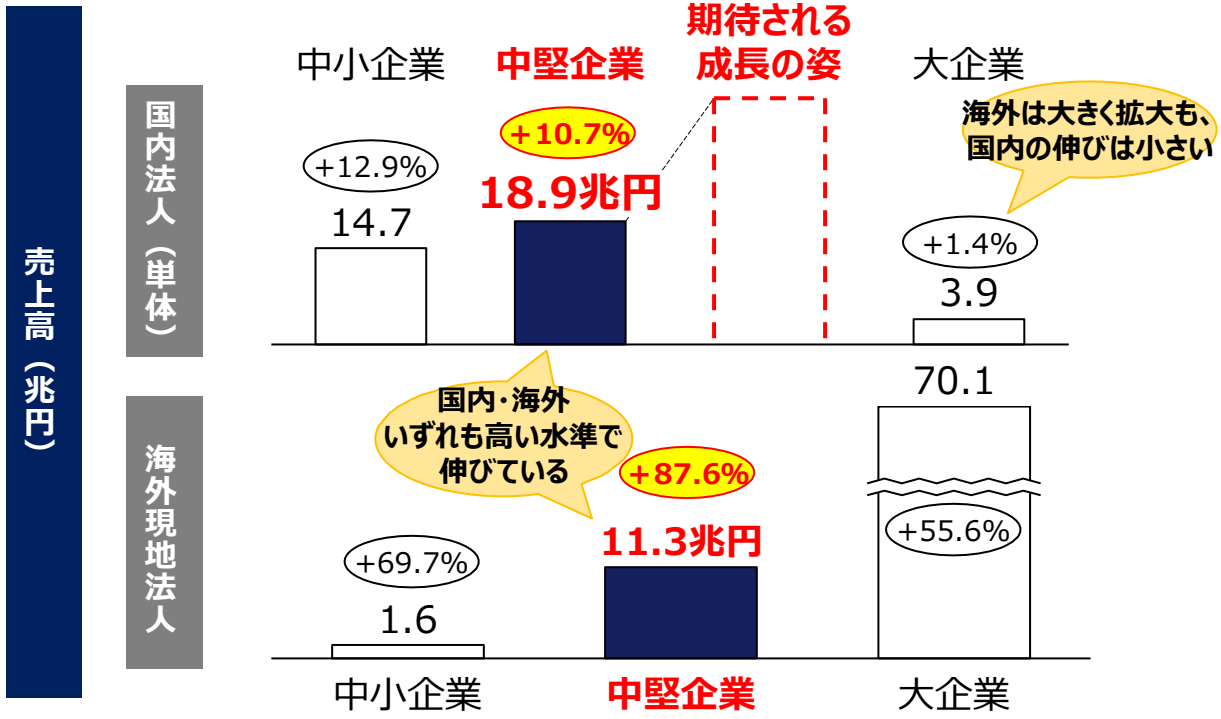

過去10年間における国内投資の伸び*3

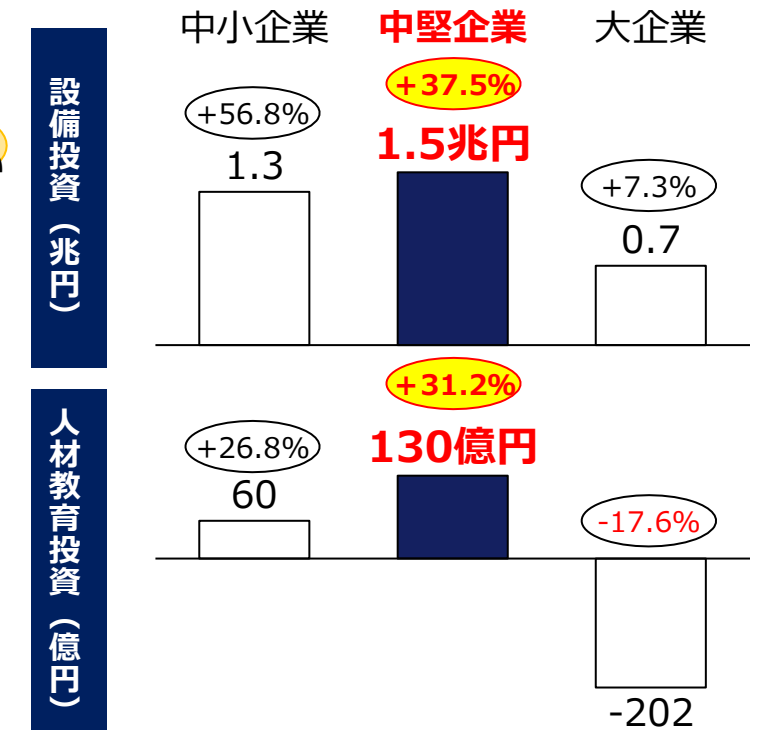

*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業除く）
*2 国内法人（単体）は、2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（従業者50人以下かつ資本金3,000万円以上。n=22,948）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の売上高の増減額。海外現地法人は、2012・2022年度の企業活動基本調査・海外事業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（n=2,333）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の海外現地法人（子会社）の売上高の増減額。
*3 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）の増減額。

出所　経済産業省「企業活動基本調査」・「海外事業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工

（参考２）中堅企業の重要性②：地域での賃金水準引き上げ

- 日本全体の賃上げを実現するには、**従業者数・給与総額の伸び率が大企業を上回り、**さらに**地方に多く立地**し、**良質な雇用の提供者**となっている**中堅企業の果たす役割が大きい**。
- **中堅企業は一社あたりの従業者数も中小企業より大きく**、成長投資等により規模拡大し賃上げすることは、**取引先や周辺企業への波及**も含め、**地域の賃金水準の引き上げに貢献**することに加え、**良質な雇用を生む成長企業への経営資源の集約化**など**前向きな新陳代謝の受け皿としての役割**も期待される。

中小・中堅・大企業の10年間での伸び額・率*1,2

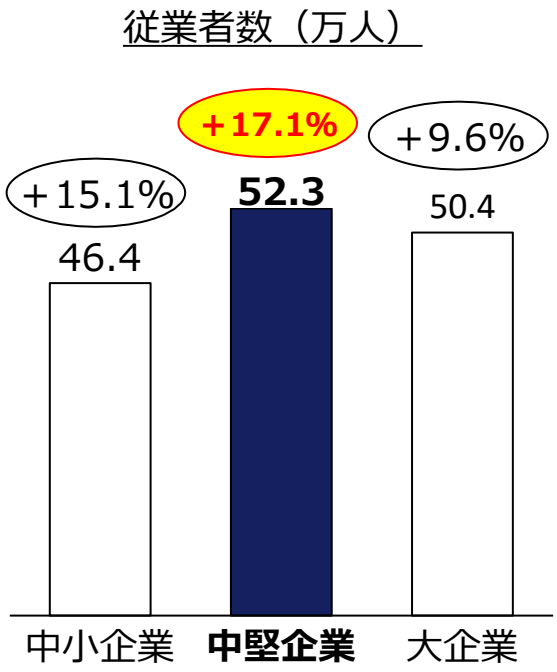

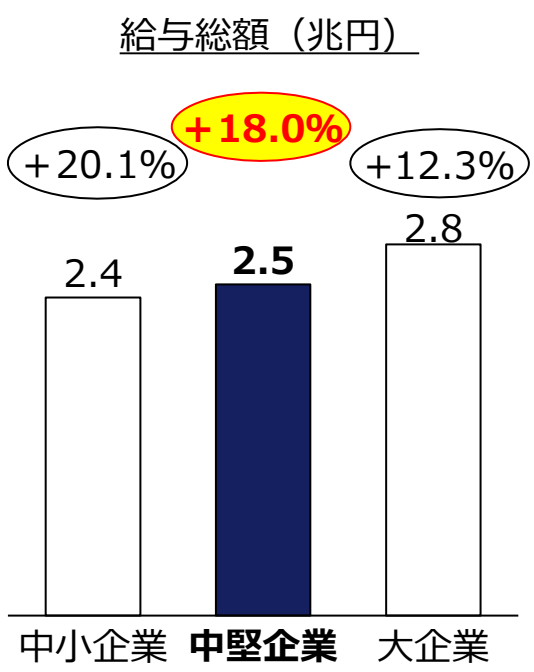

大都市圏以外の立地割合と1人当たり給与支給総額*1,3

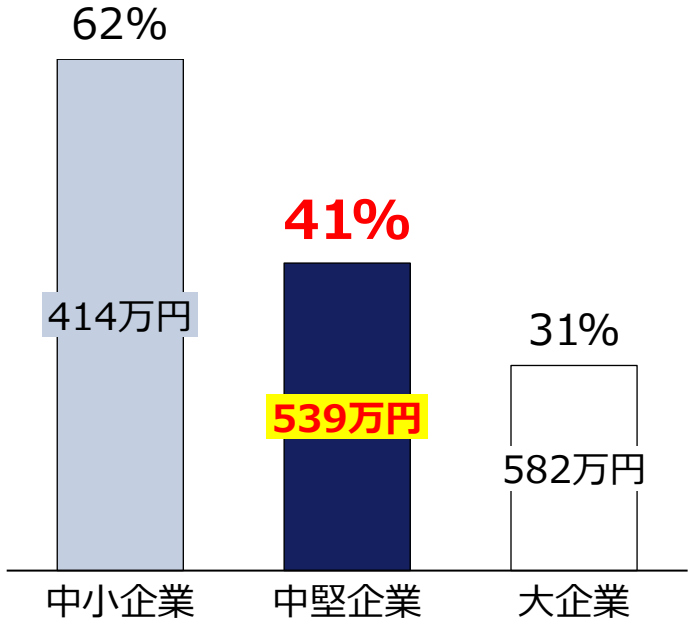

*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業者数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業者数2,000人超（中小企業除く）
*2 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の増減額・率
*3 2022年度の企業活動基本調査に回答した企業（親会社がいる企業除く）の所在地（大都市圏：東京都、愛知県、大阪府）及び従業者一人当たり給与支給総額（従業者は就業時間換算）。

出所　経済産業省「企業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工　※調査対象：従業者数50人以上かつ資本金3千万円以上、主に経産省所管業種

（２－０）成長志向の中堅企業等の成長を促進する税制措置

- 成長志向の中堅企業等の成長を後押しするため、**新たな需要獲得等に資する設備投資や規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化、賃上げ等を促進する措置**を講ずる。

① 大規模投資を通じた新たな需要獲得等の推進

【地域未来投資促進税制の拡充】

- 高い成長力を有し、成長志向の中堅企業による**設備投資に対して**、地域未来投資促進税制に**６％の税額控除を講じる中堅企業枠を新たに創設。**

② M&Aを通じた経営高度化・規模拡大

【中堅・中小企業によるグループ化の推進】

- 成長意欲のある中堅・中小企業による**グループ化を集中的に後押し**するため、既存の準備金制度について、**中堅企業を対象に追加**し、**複数回のM&A**を行う場合の**積立率を最大100%**に拡大するとともに、**据置期間10年に大幅長期化。**

※その他、吸収合併等を伴うグループ化の取組にて発生する登録免許税の軽減措置の拡充を行う。

③ 人材確保

【賃上げ促進税制の拡充】

- 人材確保にも資する賃上げの後押しに向けて、中堅企業枠を創設。

（２－１）地域未来投資促進税制の拡充

拡充

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- **地域未来投資促進税制**は、地域の特性を活かして**高い付加価値を創出**し、**地域に相当の経済的効果**をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う**設備投資を促進する税制**。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす**成長志向の中堅企業**が、躊躇することなく、さらに**規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）**。

改正内容　※**赤字が改正箇所**　【税制期限：令和６年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除４%
	【現行の上乗せ要件】 **下記①を満たした上で、②または③を満たす** ① 労働生産性の伸び率**５%***2以上かつ投資収益率 ５%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が８%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が３億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除５%
	【中堅企業枠】 **上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす** **イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業** **ロ：設備投資額が10億円以上であること** **ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること**	特別償却50% 又は**税額控除６%**
建物、附属設備、構築物	特別償却20%／税額控除２%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

１．常時使用する従業員数が2,000人以下
※中小企業者及びみなし大企業を除く

２．良質な雇用の創出
地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

３．将来の成長性
将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

４．経営力
成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

＊１ 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。
＊２ 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率４%以上。
＊３ 産業競争力強化法において規定。

（２－２）中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（中堅・中小グループ化税制）

拡充・延長

（法人税・法人住民税・事業税）

- **成長意欲のある中堅・中小企業**が、複数の中小企業を子会社化し、**親会社の強みの横展開や経営の効率化**によって、**グループ一体となって飛躍的な成長**を遂げることが期待される中、グループ化に向けて**複数回のM&Aを実施**する場合、**簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクが課題**。
- こうしたリスクも踏まえ、**現行の中小企業事業再編投資損失準備金を拡充・延長し**、中堅・中小企業によるグループ化に向けた**複数回M&Aを集中的に後押し**するため**積立率や据置期間を深堀りする新たな枠を創設**する。

改正概要　※**赤字**が改正箇所　【適用期限：**令和８年度末**】

＜グループ化に向けた複数回のM&A＞

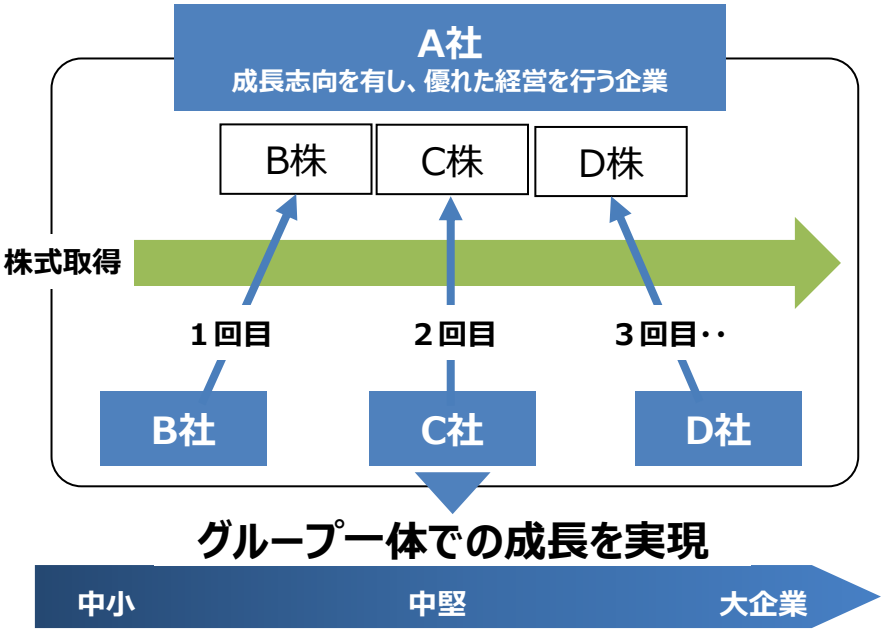

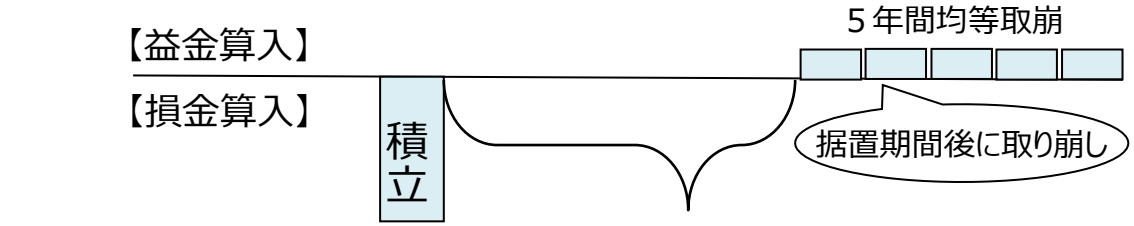

【現行制度※1,2】 **①中小企業による株式取得価額の70%までを積立**　**②据置期間（５年間）**

【拡充枠】 **中堅・中小企業の複数回M&Aを後押し**※3,4

①積立率の上限拡大（2回目90%・3回目以降100%）　**②据置期間の大幅な長期化10年間**

※ 1　認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
※ 2　簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
※ 3　産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去５年以内にM＆Aの実績が必要）。
※ 4　中堅企業は２回目以降のM＆Aから活用可能。

（２－３）法人版・個人版事業承継税制に係る所要の措置（相続税・贈与税）

延長

- 事業承継税制は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上のために、**事業承継時の贈与税・相続税負担**を**実質ゼロ**にする時限措置。
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、法人版・個人版の**特例承継計画の提出期限を２年延長**することとし、適用期限の到来に向けて、早期事業承継への支援体制の構築を図る。

改正概要

※**赤字**が改正箇所
【特例承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも**令和７年度末**】

法人版事業承継税制に係る手続

都道府県庁	特例承継計画の策定・確認申請	**2026年3月31日まで**
都道府県庁	事業承継（贈与・相続）	**2027年12月31日まで**
都道府県庁	認定申請	**申告期限の2ヶ月前までに**
税務署	税務署へ申告	● 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
都道府県 / 税務署	税務申告後5年以内	● 都道府県及び税務署へ毎年報告。
税務署	6年目以後	● 税務署へ3年に1度報告。

個人版事業承継税制に係る手続

都道府県庁	個人事業承継計画の策定・確認申請	**2026年3月31日まで**
都道府県庁	事業承継（贈与・相続）	**2028年12月31日まで**
都道府県庁	認定申請	**申告期限の2ヶ月前までに**
税務署	税務署へ申告	● 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
税務署	税務申告後	● 税務署へ3年に1度報告。

（参考）事業承継税制の活用状況

- 事業承継税制は、**地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されている**。
- 特例承継計画（法人版）の**活用件数は**、コロナ禍前（2018･2019年）は増加したものの**コロナ禍（2020年～2022年）は落ち込んだ**。**急激な経営環境の変化により、中小企業の事業承継の検討が遅れている**。

コロナ等による活用の遅れ

●活用件数の推移

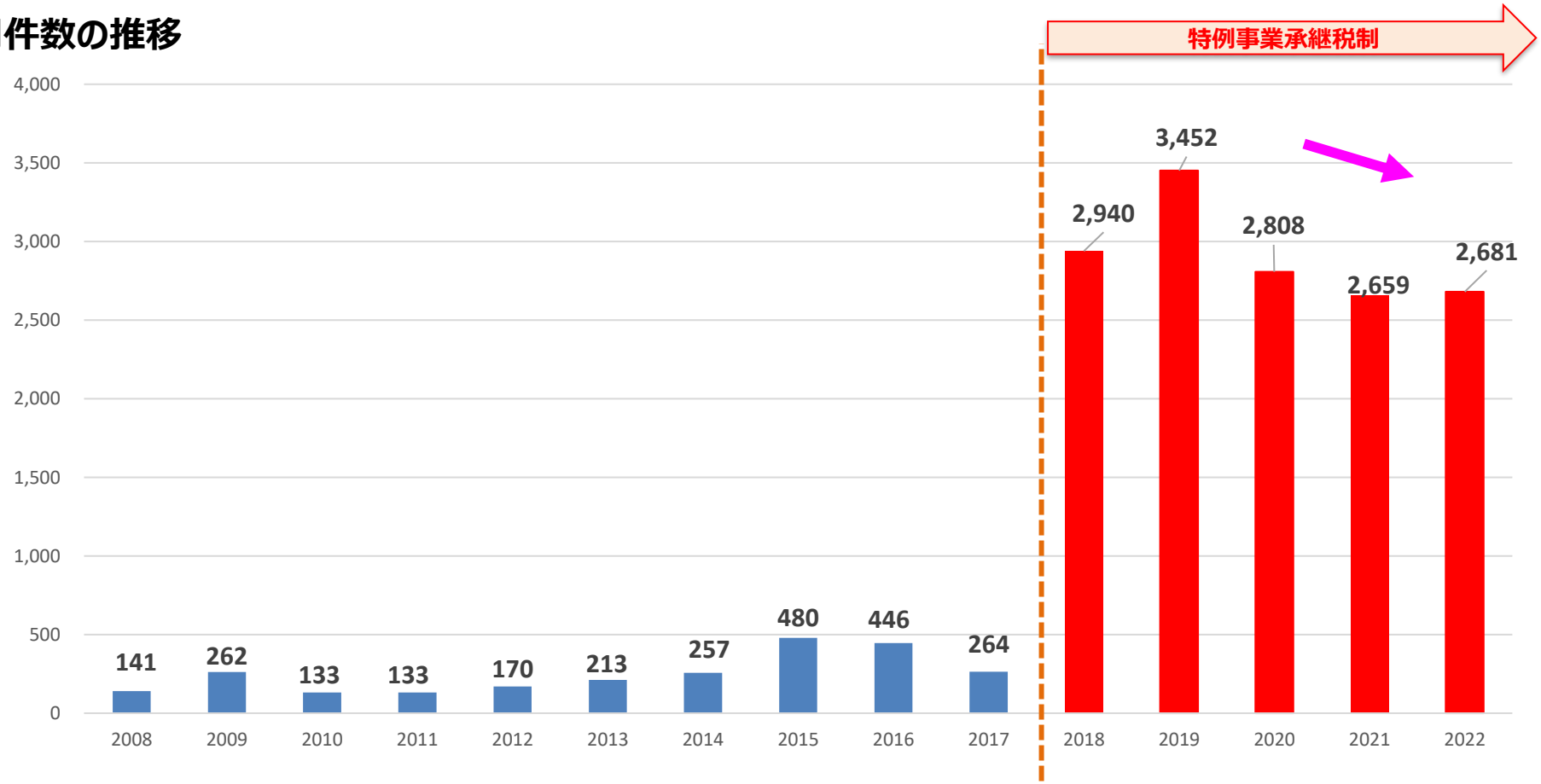

※2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。

（２－４）中小法人の交際費課税の特例の拡充及び延長（法人税・法人住民税・事業税）

拡充・延長

- 租税特別措置法上、**交際費等※については、損金不算入が原則**。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要**であるため、**定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入可能とする特例措置を３年間延長する**。
- また、会議費の実態を踏まえ、**交際費等から除外される飲食費に係る基準（１人あたり5,000円以下）の１万円への引上げを行う**。

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：**令和８年度末**】

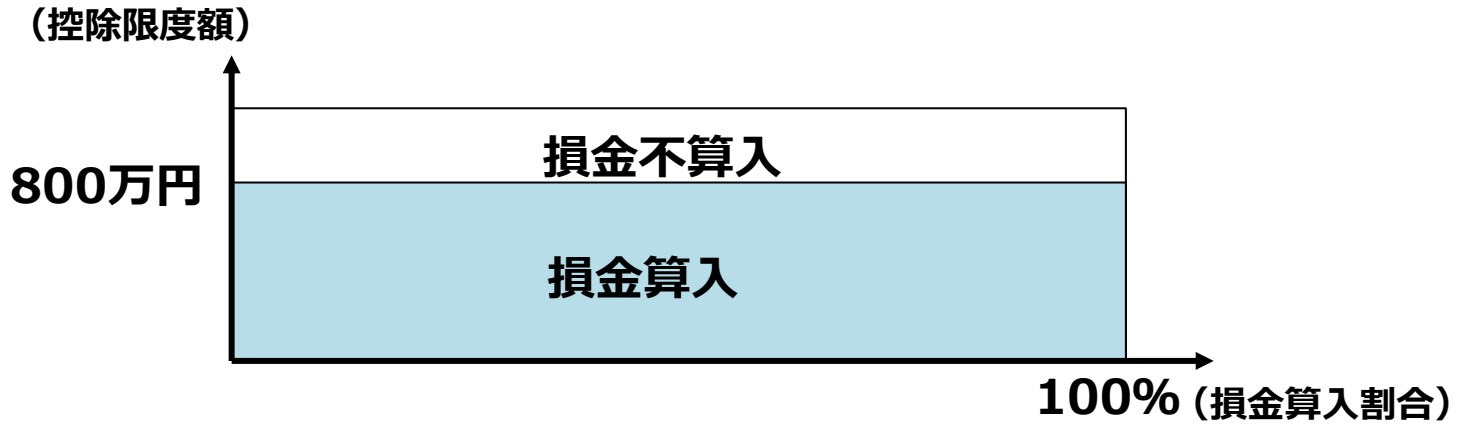

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（１人あたり5,000円超の飲食費含む）。
１人当たり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを**１万円に引上げ**。

（２－５）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

延長

（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

- 中小企業者等が**30万円未満の減価償却資産を取得**した場合、**合計300万円までを限度**に、**即時償却**（**全額損金算入**）することが可能。
- インボイス制度の導入等により事務負担が増加する中で、①償却資産の管理などの事務負担の軽減、②事務処理能力・事務効率の向上を図るため、本制度の**適用期限を2年間延長する**。

改正概要

※**赤字**が改正箇所
【適用期限：**令和７年度末**】

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	← 合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※１（残存価額なし）	本則※2
	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	

※１ 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。
※２ 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。
※３ 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が１億円超の組合等は300名以下が対象

（２－６）外形標準課税の見直し（事業税）

その他

- 外形標準課税の対象法人数の減少を踏まえ、**課税対象を中小企業やスタートアップに広げるのではなく、大企業の減資や100%子法人等への対応として、以下①②の見直しを講ずる**。

①外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持する（外形標準課税の対象外である**中小企業・スタートアップは、引き続き対象外**）。ただし、**当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金１億円以下になった場合**でも、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象**とする。（令和７年４月１日施行予定）。

②**資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）の100%子法人等**のうち、**資本金１億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものは原則、対象**とする。ただし、**産業競争力強化法の改正を前提**に、**同法による認定を受けた事業者がＭ＆Ａを通じて買収した100%子法人等**については、**５年間対象外**とする。また、新たに外形標準課税の対象となる法人について、従来の課税方式で計算した税額を超えた額のうち、一定の額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する（２年間の経過措置）（令和８年４月１日施行予定）。

令和６年度与党税制改正大綱

第一　令和６年度税制改正の基本的考え方

４．地域・中小企業の活性化等

（２）外形標準課税

（略）外形標準課税の対象法人数は、資本金１億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約３分の２まで減少している。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、組織再編等の際に子会社の資本金を１億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、**中堅・中小企業のＭ＆Ａやスタートアップへの影響が生じないよう配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う**。

まず、減資への対応として、現行基準（資本金１億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加する。具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金１億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。なお、このように**今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない**。

加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が１億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が２億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。

また、**今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う**。

（参考１）外形標準課税の見直し（減資対応）の概要

- **外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ**（資本金１億円以下）について、**引き続き対象外**（**新設法人も、事業年度末日時点で資本金１億円以下であれば対象外**）。
- ただし、当該事業年度の前事業年度に**外形標準課税の対象であった法人**（資本金１億円超）であって、**当該事業年度に資本金１億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象**となる（令和７年４月１日施行予定）。

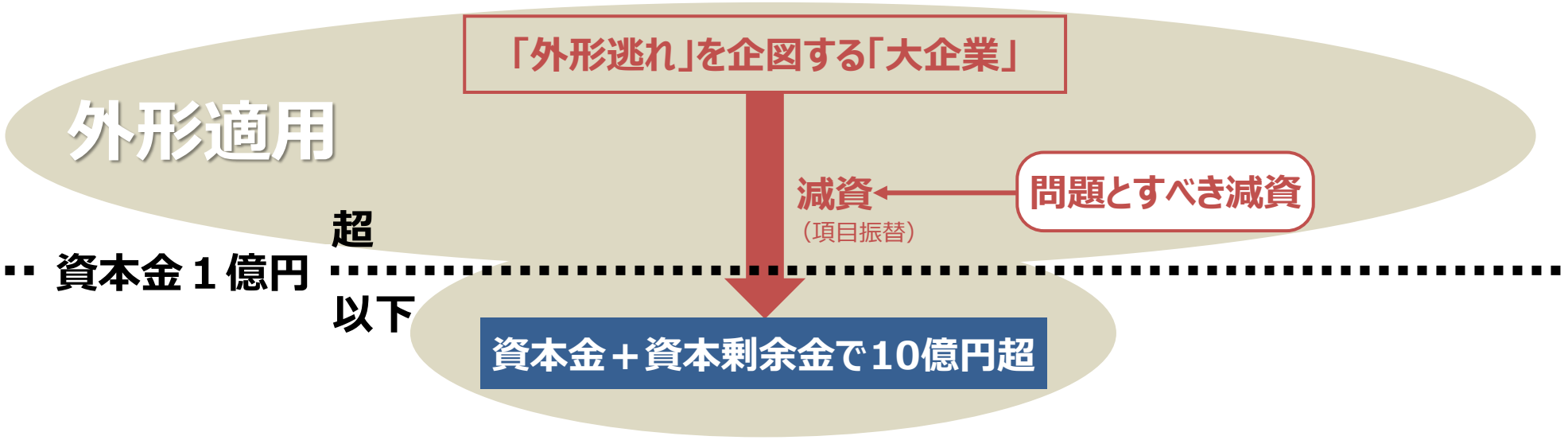

対象外

Ｍ＆Ａ等を通じて合併する「中小企業」

地域の中核となっている中小企業が後継者不在の中小企業を事業承継目的に合併する場合等、資本剰余金が増加。

対象外

資本金1億円以下の「中小企業」

地域を支える中小企業が成長するために、自己資本の充実・資本蓄積の結果、資本剰余金が増加。

増資で資金調達する「スタートアップ」

借入の調達が難しいスタートアップが、成長過程において、増資で調達した結果、資本剰余金が増加。

（参考２）外形標準課税の見直し（分社化等への対応）の概要

- 大企業の100%子法人や外形逃れを企図した組織再編への対応のため、**「資本金＋資本剰余金」50億円超の親法人の100%子法人等(※1)が「資本金＋資本剰余金」2億円超(※2)の場合、外形対象（「資本金＋資本剰余金」2億円以下の場合は対象外）**。
- **非課税又は所得割のみで課税される親法人（＝資本金1億円以下の中小企業等）の100%子法人等は、引き続き外形の対象外**。

✓ **産業競争力強化法**の改正を前提に、同法の**特別事業再編計画（仮称）に基づき行われるM&Aにより100%子法人等となった法人**について、**５年間、外形対象外とする特例措置**を設ける。
✓ 本改正により新たに外形対象となる法人について、**外形対象となったことにより従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額を、施行日以後に開始する事業年度の１年目に2/3、２年目に1/3軽減**。
✓ **２年間の猶予期間を設け、令和８年４月１日施行予定**。

外形標準課税の対象となる子法人

「資本金＋資本剰余金」50億円超の大規模法人
（外形対象外である中小企業を除く）

100%子法人等
（完全支配関係がある場合）

「資本金＋資本剰余金」２億円超の中小企業は新たに外形対象

産業競争力強化法における対象除外措置

地域の中核となり、成長を目指す「中堅・中小企業」が、M&Aにより中小企業を子会社化し、グループ一体での成長を遂げていくケース

産業競争力強化法の計画認定を受けた場合

既存の100%子法人等も含め、５年間は外形対象外

※1　法人税法上の**完全支配関係**がある法人、**100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有**されている法人
※2　**公布日以後に、100%子法人等が親法人に対して資本剰余金から配当**を行った場合、**当該配当に相当する額を加算**

３．スタートアップ・エコシステムの更なる強化

（３－１）ストックオプション税制の拡充（所得税・個人住民税）

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の拡充）

拡充

● スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資する**ストックオプション税制**について、①**発行会社自身による株式管理スキームを創設**するとともに、②**年間権利行使価額の限度額**を最大で現行の３倍となる**3,600万円へ引上げ**、③**社外高度人材への付与要件を緩和・認定手続を軽減する**等の**拡充**を行う。

現行制度

① **株式保管委託要件**：
非上場段階で権利行使後、証券会社等に保管委託することが必要

② **権利行使価額の限度額**： 1,200万円/年

③ **社外高度人材**：
一定の要件を満たした社外高度人材が対象

改正概要

① **株式保管委託要件**： 新たな**株式管理スキーム**を創設し、発行会社による株式の管理も可能とする

② **権利行使価額の限度額**：
設立５年未満の会社が付与したものは、**2,400万**円/年
設立５年以上20年未満の会社*が付与したものは、**3,600万**円/年
*非上場又は上場後５年未満の上場企業

③ **社外高度人材**：新たに、**非上場企業の役員経験者**等を追加し、国家資格保有者等に求めていた**３年以上の実務経験の要件を撤廃**するなど、対象を拡大

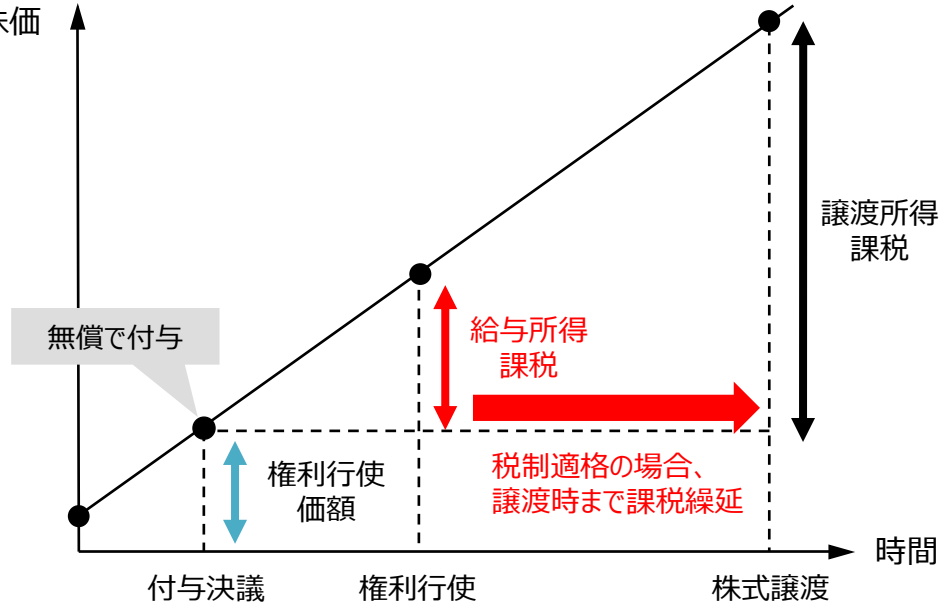

税制適格ストックオプション

- 権利行使時の経済的利益には課税せず**株式譲渡時まで課税繰延**
- **譲渡所得として課税**

（参考１）発行会社自身による株式管理スキームの創設

- **非上場の段階で税制適格ストックオプションを行使し、株式に転換した場合**、税制の対象となるには、**証券会社等と契約し、専用の口座を従業員ごとに開設した上で当該株式を保管委託する必要**がある。
- こうした対応には、**金銭コスト・時間・手続負担がかかるとの声**がある。特にM&Aについては短期間での権利行使が必要となる場合もあり、**スタートアップの円滑なM&AによるEXITを阻害**するとの声もある。
- このような状況を踏まえ、**譲渡制限株式**について、**発行会社による株式の管理等がされる場合**には、**証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能**とする。

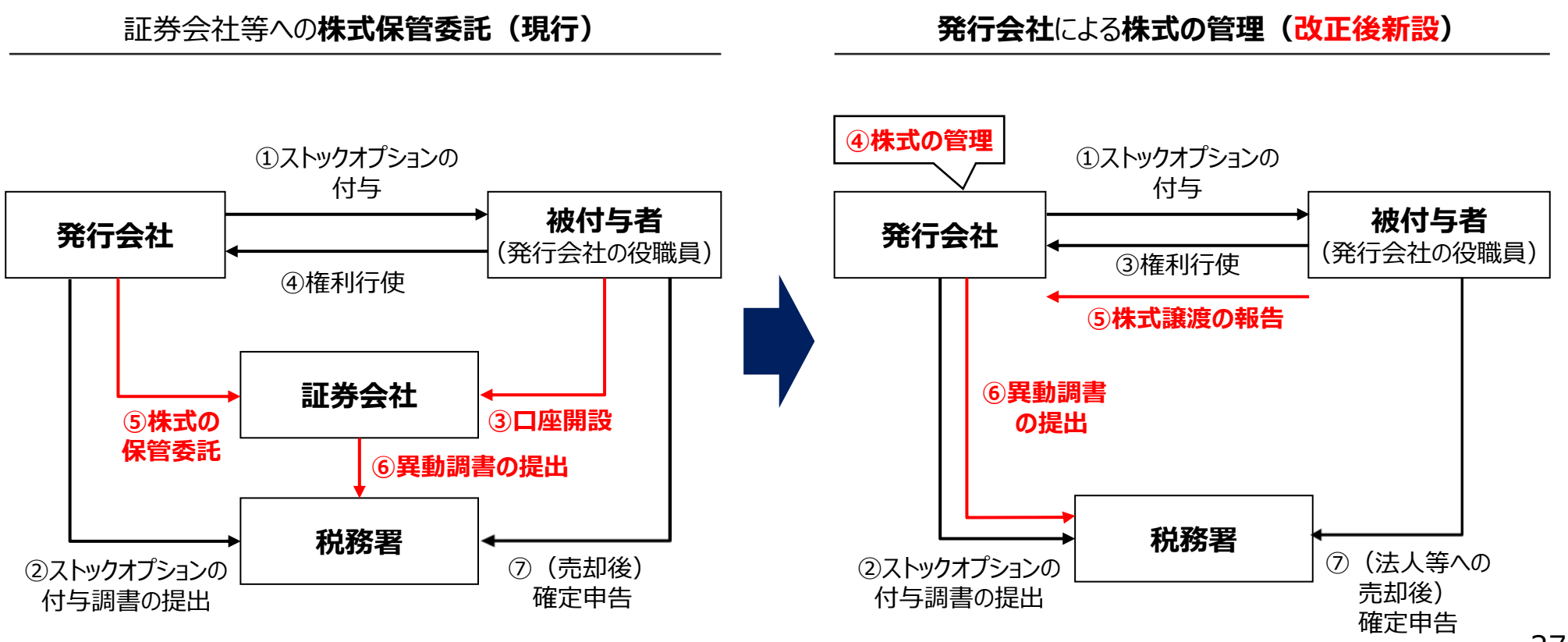

（参考２）年間の権利行使価額の限度額の引上げ

- ユニコーン企業を目指して**スタートアップが大きく成長するためには**、レイター期から上場前後の**企業価値が高くなった時期に更なる成長に必要な優秀な人材を採用する必要**がある。
- スタートアップの人材獲得力向上のため、一定の株式会社が付与するストックオプションについて**年間の権利行使価額の限度額を引き上げ**る。
  - **上限2,400万円/年**への引上げ：**設立5年未満の株式会社が付与するストックオプション**
  - **上限3,600万円/年**への引上げ：**設立5年以上20年未満の株式会社**のうち、**非上場又は上場後5年未満の上場企業が付与するストックオプション**

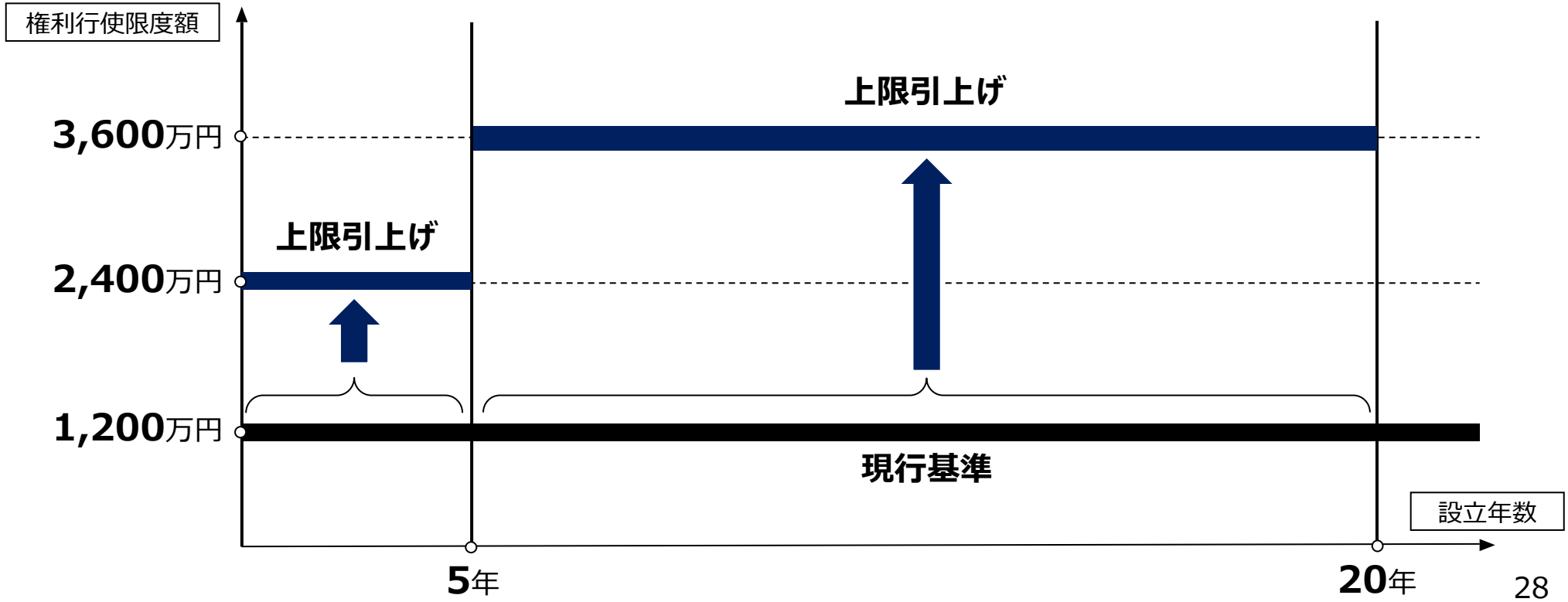

（参考３）社外高度人材に対するストックオプション税制の拡充

- スタートアップが社外人材を円滑に活用できるよう、ストックオプション税制の対象となる**社外高度人材の範囲を拡充**。新たに、**非上場企業の役員経験者**等を追加し、**国家資格保有者等**に求めていた**３年以上の実務経験の要件を撤廃**するなど、対象を拡大する。また、計画認定に際して必要な申請書類を簡素化するなど、手続き負担を軽減。

	改正前		改正後	
国家資格（弁護士・会計士等）	国家資格を保有	３年以上の実務経験	国家資格を保有	削除
博士	博士の学位を保有	３年以上の実務経験	博士の学位を保有	削除
高度専門職	高度専門職の在留資格をもって在留	３年以上の実務経験	高度専門職の在留資格をもって在留	削除
教授・准教授	なし		教授及び准教授	
企業の役員経験者	上場企業で	３年以上の役員経験	上場企業又は一定の非上場企業で	役員・執行役員等（重要な使用人）の経験が１年以上
先端人材	将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者		将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者	
エンジニア・営業担当者・資金調達従事者等	過去10年間	製品又は役務の開発に２年以上従事	過去10年間	製品又は役務の開発に２年以上従事 ／ 一定の売上高要件を満たす 製品又は役務の開発に２年以上従事 ／ 一定の支出要件を満たす 製品又は役務の販売活動に２年以上従事 ／ 一定の売上高要件を満たす 資金調達活動に２年以上従事 ／ 一定の資本金等要件を満たす

（３－２）エンジェル税制の拡充等（所得税・個人住民税）

拡充等

- エンジェル税制について、株式譲渡益を元手としたスタートアップへの再投資に対する非課税措置も含め、**一定の新株予約権の取得金額も対象に加える**ほか、**信託を通じた投資の対象化等**の拡充を行う。
- さらに、与党税制改正大綱において、**株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長について、令和７年度税制改正において、引き続き検討**する方針が明記された。

税制措置の概要

投資時点

以下のいずれかの措置を利用可能

エンジェル投資

優遇措置A
・(投資額-2,000円)を**その年**の**総所得金額**から控除し課税繰延
・控除上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方

優遇措置B
・投資額を**その年**の**株式譲渡益**から控除し課税繰延
・控除上限はなし

プレシード・シード特例
・投資額を**その年**の**株式譲渡益**から控除し**非課税**
・控除上限はなし（年間20億円までは**非課税**）

起業

起業特例
・投資額を**その年**の**株式譲渡益**から控除し**非課税**
・控除上限はなし（年間20億円までは**非課税**）

株式譲渡時点

譲渡損失が発生した場合※、その年の**他の株式譲渡益と通算可能**
（翌年以降3年にわたり可能）なお、破産、解散等した場合も可能

※スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失（譲渡益）を算定

拡充等の主な内容

1 新株予約権の取得金額も対象に

現行制度は株式の取得のみが対象となっているところ、**一定の新株予約権を行使して株式を取得した際に要件を満たせば**、**当該新株予約権の取得金額も税制の対象に加える**。

2 信託を通じた投資も対象に

現行制度ではスタートアップへの直接投資のほか、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合（LPS）経由の投資が対象となっているが、**指定金銭信託（単独運用）を通じた投資も加える**。

※このほか、都道府県が交付する確認書の電子化等の利便性向上を行う。

令和７年度税制改正にて検討

3 再投資期間の延長は継続検討

与党税制改正大綱において、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長は、**令和７年度税制改正において引き続き検討する方針が明記**された。

（参考）有償新株予約権を取得する際のエンジェル税制の適用タイミング

- 有償新株予約権の取得に対するエンジェル税制の適用については、**その新株予約権の取得時点ではなく、権利行使時点で全ての要件を確認し、要件を満たした場合には、権利行使をした年において行う**こととする。

現行措置※

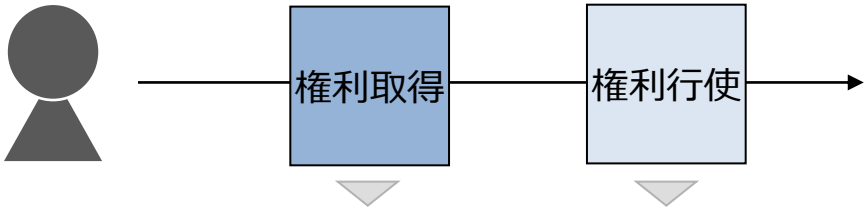

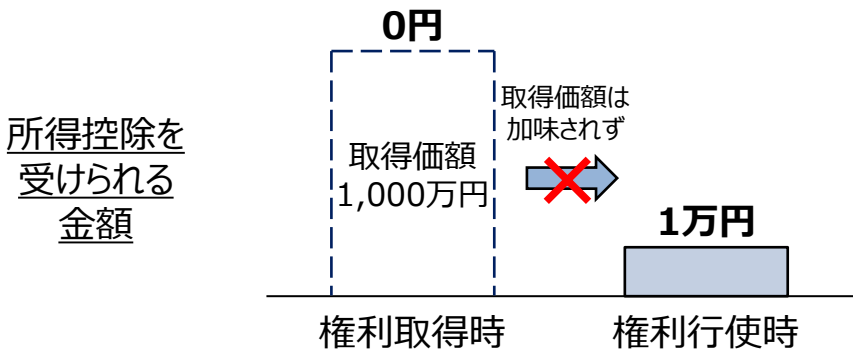

改正後の措置※

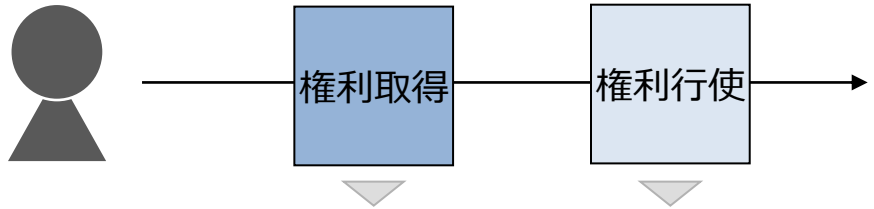

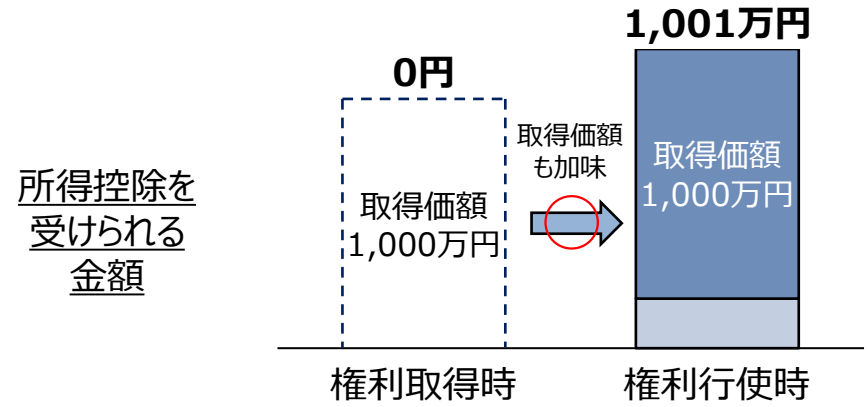

※:1,000万円で権利行使価額1円の新株予約権を1万個取得した場合

（３－３）オープンイノベーション促進税制の延長（法人税、法人住民税、事業税）

延長

- 我が国企業が自前主義から脱却するとともに、スタートアップが大きく・早く成長するためには、**事業会社とのオープンイノベーションが重要**。
- また、**事業会社がスタートアップを買収**することは、**スタートアップの出口戦略の多様化の観点から重要**。
- スタートアップ育成５カ年計画における**「スタートアップ投資額10兆円規模」の目標等の達成に向けて、**オープンイノベーション促進税制の**適用期限を２年間延長**する。

制度概要　【適用期限：令和７年度末まで】

対象法人：事業会社
（国内事業会社又はその国内CVC）

資金などの経営資源
⇄
革新的な技術・ビジネスモデル

スタートアップ
（設立10年未満の国内外非上場企業※）

	新規出資型	M&A型
制度目的	**スタートアップへの新たな資金の供給を促進**し、生産性向上につながる事業革新を図るための事業会社による**オープンイノベーションを促進**	スタートアップの**出口戦略の多様化**を図るため、**スタートアップの成長に資するM&Aを後押し**
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得上限額	50億円/件	200億円/件
株式取得下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律5億円/件	5億円/件
所得控除	**取得株式の25%を所得控除**	
将来の益金算入	３年経過後の株式譲渡等の場合 **益金算入不要**	５年経過以降も株式譲渡等の場合 **益金算入**

※売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合設立15年未満の企業も対象
※発行済株式を取得する場合(50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

M&A型については、5年以内に成長投資・事業成長の要件を満たさなかった場合等にも、所得控除分を一括取り戻し

（３－４）スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充及び延長

拡充・延長

（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）

- **大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化をさらに促進することにより、我が国企業・経済の更なる成長を図ることは喫緊の課題。**
- 事業再編は検討から完了まで数年間を要することも踏まえ、制度の予見可能性や利便性を向上するため、**パーシャルスピンオフ税制※**の適用期限を**４年間延長する**とともに、**所要の措置を講ずる。**

※　元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置。

改正概要　【適用期限：令和９年度末まで】

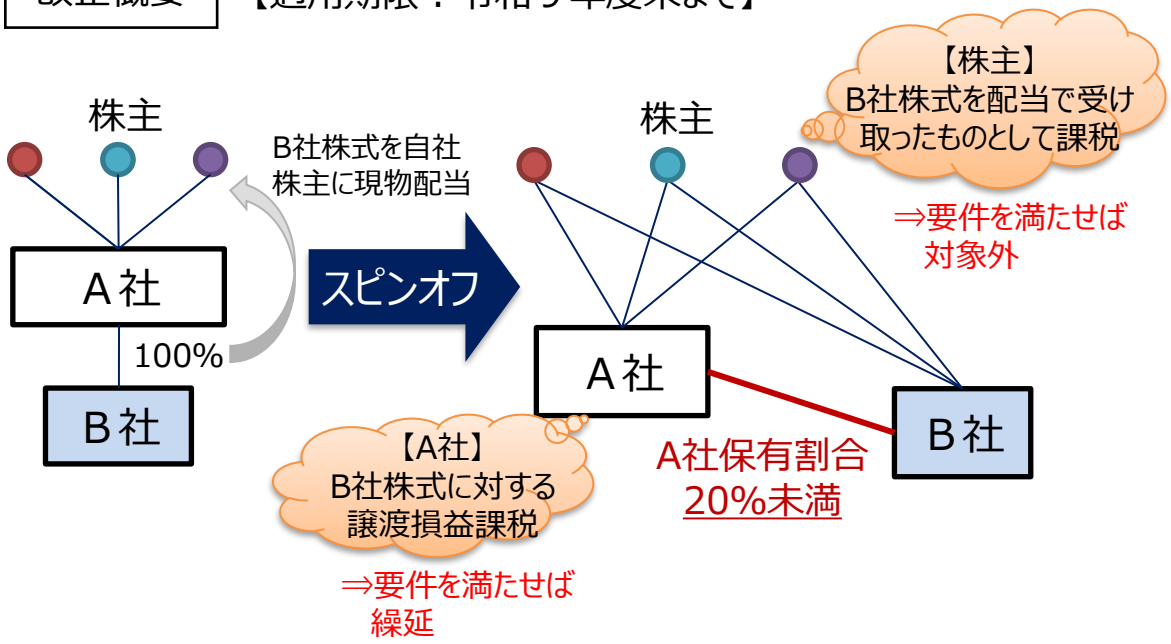

主な適用要件

① スピンオフ後にA社が保有するB社株式が**発行済株式の20%未満**であること

② スピンオフ後にB社の**従業者のおおむね90%以上**が、その業務に引き続き従事することが見込まれること

③ A社が**産業競争力強化法の事業再編計画の認定**を受けていること

－ B社の**主要な事業として新たな事業活動を行っていること**

－ B社の**役員に対するストックオプションの付与等**の要件を満たすこと　等

事業再編計画の認定要件の見直し

事業再編計画の既存の認定要件に加え、「Ｂ社の主要な事業として新たな事業活動を行っていること」を必須要件とする。

認定を行った事業再編計画の公表時期の見直し

認定を行った事業再編計画について、「原則認定日に公表」としていたが、「計画の開始日までに公表」という運用方針に改めることとする。

（３－５）第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

（法人税、法人住民税、事業税）〔金融庁主管、経済産業省において共同要望〕

その他

- **内国法人が有する暗号資産**＊のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価**し、**評価損益**（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）**は課税の対象**とされている。
  ＊一定の自己発行の暗号資産を除く（令和５年度税制改正により措置）。
- **Web3推進に向けた環境整備**を図る観点から、**法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産**について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が有する暗号資産で、以下の要件を満たす暗号資産は、期末時価評価課税の対象外とする。

① 他の者に移転できないようにするための技術的措置がとられていること等その**暗号資産の譲渡についての一定の制限**が付されていること。

② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が**上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること

ブロックチェーン技術は、**足下**では、**文化経済領域**での活用に注目

将来的には、①**商取引**、②**資金調達**や、③**サプライチェーン**等のあり方にも変革をもたらしうる可能性

事業成長のために自己保有

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税
- ✓ 一定の要件（譲渡制限等）を満たすものは時価評価による課税の対象外
  【令和５年度税制改正要望により実現】

資金調達のために第三者に売却　等

- ✓ 時価評価（マーケット価格）による課税

第三者の継続的な保有等に係る暗号資産について、**譲渡制限等の一定の要件を満たすもの**を**期末時価評価課税の対象外**とする

４．経済のデジタル化･グローバル化に対応した事業環境の整備

（４－１）国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し

その他

（消費税、地方消費税）

- アプリやゲームなどのデジタルサービス市場において、**国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性を確保する観点から**、**国外サービス提供者の代わりにプラットフォームを提供する事業者が消費税を納める「プラットフォーム課税」を導入する**。
- 本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象**とする。

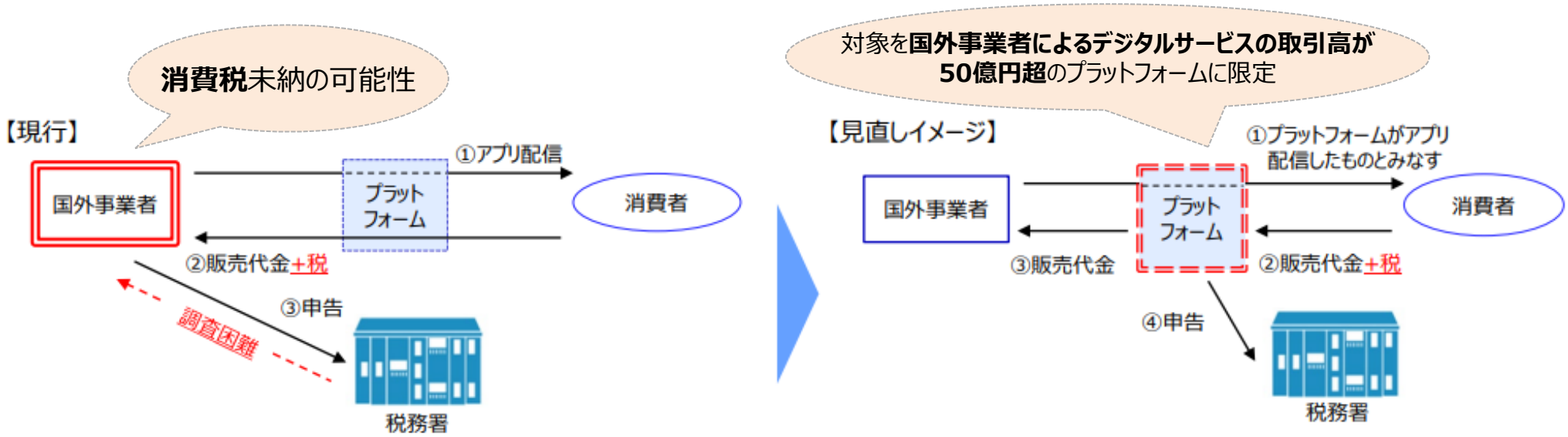

（出典）「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税課税のあり方に関する研究会　報告書（概要）（2023年11月）」（財務省）
<https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/PF_gaiyou.pdf>

（４－２）経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応

（法人税・法人住民税・事業税）

拡充

- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした**グローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、令和5年度税制改正において、一部が法制化された**。**令和6年度税制改正における更なる法制化**に際して、対象企業に事務負担が新たに生じることから、**同制度の簡素化や明確化により、企業への過度な事務負担の防止を図る**。
- 2023年10月に公表された多数国間条約等の規定を基に、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）に係る国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。

市場国への新たな課税権の配分

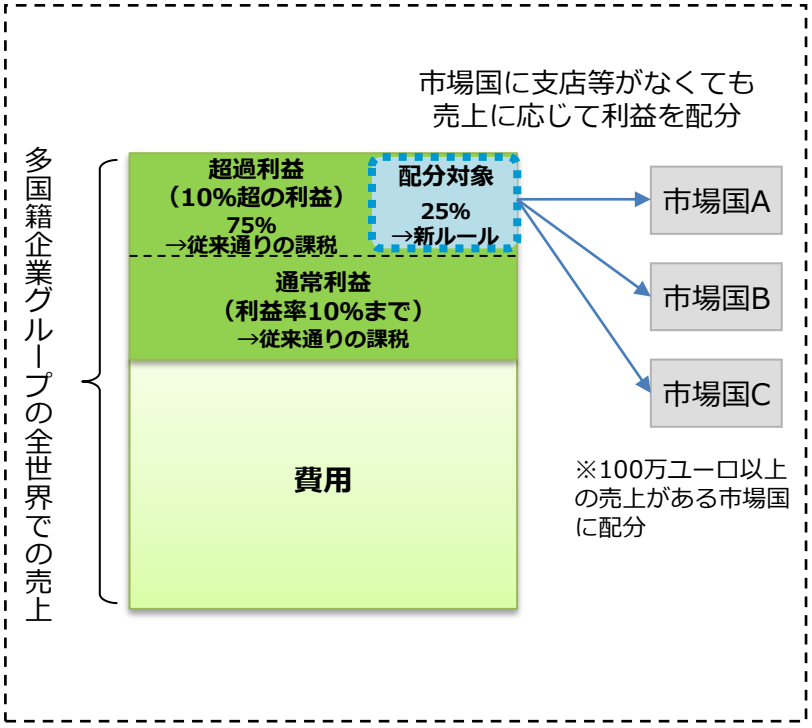

グローバル・ミニマム課税の全体像

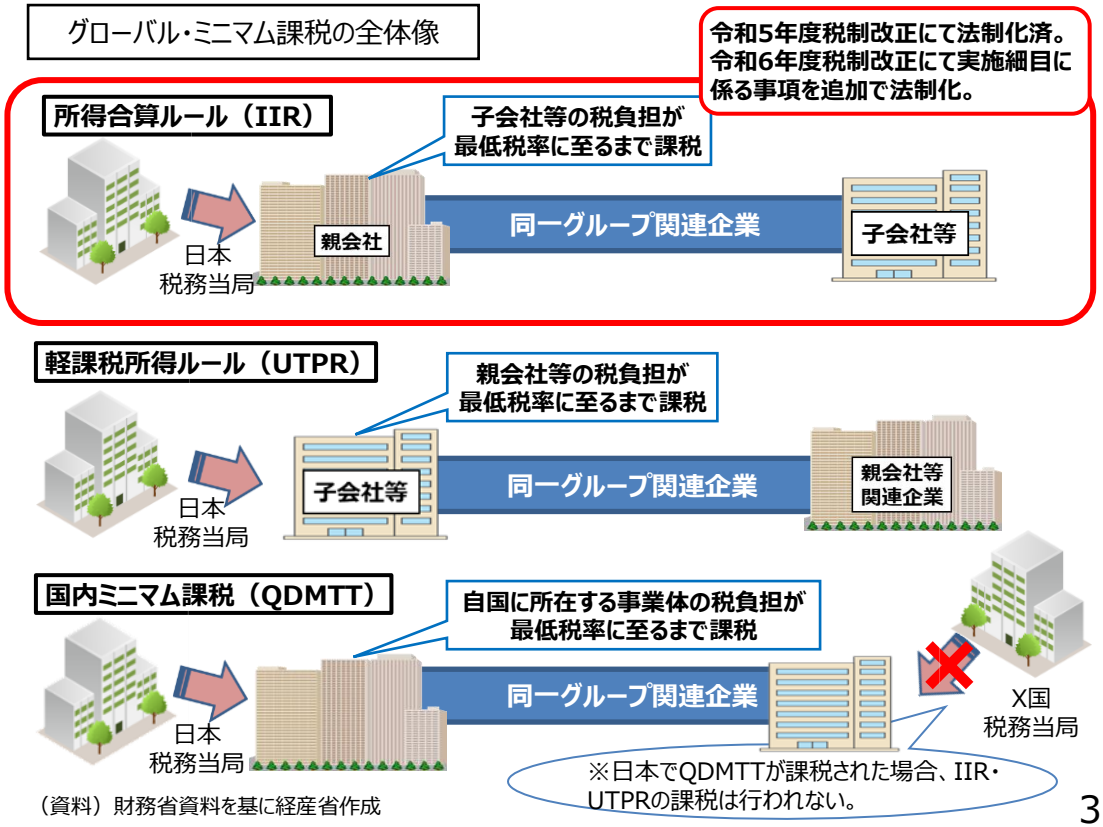

（資料）財務省資料を基に経産省作成

（参考）国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20を中心としたBEPS包摂的枠組み会合（約140カ国）において、**①市場国への新たな課税権の配分、②グローバル・ミニマム課税**について、最終合意が実現。
  ※①市場国への新たな課税権の配分は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。
- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名が目標。
  ※多数国間条約案はOECD/G20を中心としたBEPS包摂的枠組みにより、2023年10月11日に公表された。
- **②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度及び令和6年度税制改正にて、一部法制化済み。**今後OECDで議論される事項は**令和7年度税制改正以降の法制化を検討する**ことが税制改正大綱に明記。

①市場国への新たな課税権の配分（利益A）	市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する

①全世界売上高200億ユーロ（約3兆円）超かつ利益率10%超※
※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外
②超過利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分
③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向　等

②グローバル・ミニマム課税	一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

①最低税率は15%
②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円）以上
※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は901グループ（令和3年7月～令和4年6月実績（令和5年1月国税庁発表））
③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり）等

（４－３）外国子会社合算税制の見直し（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

拡充

- グローバル・ミニマム課税の導入に伴う追加的な事務負担を軽減すべく、ペーパーカンパニーの範囲から除外される外国関係会社を定めた既存の**ペーパーカンパニー特例の判定要件のうち、収入割合要件を見直し、確認対象企業の絞り込み・簡素化を行う**。
- **今後、グローバル・ミニマム課税の国際的な議論の進展を踏まえて、必要な見直しを検討**する。

- 海外のビジネス上、一般的に用いられる実態があり、かつ租税回避リスクが限定的であると考えられる一定の外国関係会社をペーパーカンパニーの範囲から除外する「**ペーパーカンパニー特例**」が存在。
- 同特例の判定要件の一つである収入割合要件の判定において、**収入がゼロの場合にも、当該要件の判定を要しないこととする**。

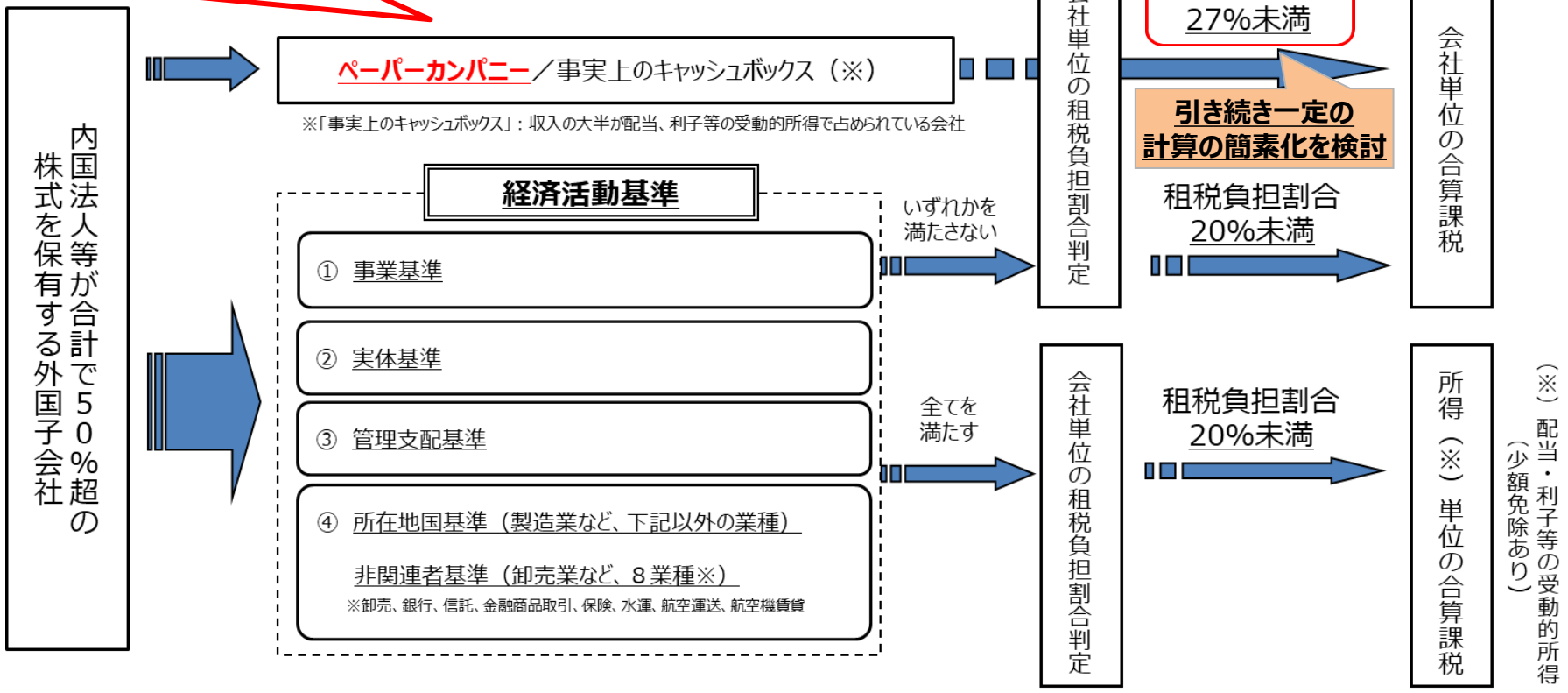

（参考）令和６年度与党税制改正大綱における記載（関連部分）

（３）グローバル化を踏まえた税制の見直し
① 新たな国際課税ルールへの対応

ＢＥＰＳプロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和３年10月にＯＥＣＤ／Ｇ２０「ＢＥＰＳ包摂的枠組み」においてまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要である。市場国への新たな課税権の配分（「第１の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第２の柱」）の２つの柱からなる本国際合意のうち、「第２の柱」については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、**令和５年度税制改正に引き続き、国際合意に則った法制化を進める**。

令和６年度税制改正において、所得合算ルール（ＩＩＲ：Income Inclusion Rule）については、ＯＥＣＤにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行う。**国内ミニマム課税（ＱＤＭＴＴ：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、ＯＥＣＤにおいて来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和７年度税制改正以降の法制化を検討する**。

（中略）

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第２の柱」と併存するものとされており、「第２の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第２の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和５年度税制改正に引き続き、外国子会社合算税制について可能な範囲で追加的な見直しを行うとともに、**令和７年度税制改正以降に見込まれる更なる「第２の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する**。

「第１の柱」については、**多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である**。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

５．GXの実現に向けた、強靱なサプライチェーンの構築

（５－１）海外投資等損失準備金の見直し及び延長（法人税・法人住民税・事業税）

見直し・延長

- **ロシアによるウクライナ侵略**の影響で世界の石油・天然ガス供給余力は減少。我が国においても、**燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰**など大きな影響を受けている。
- **2050年カーボンニュートラル**に向けては、様々な部門でのエネルギー転換が必須であり、これらの実現に**鉱物資源は必要不可欠**。他国に資源を依存しているレアメタル等は、**経済安全保障上のサプライチェーンの脆弱性**が存在。

➡ 為替相場や燃料価格が変動する中、資源の安定的かつ低廉な調達のため、税制の面で石油・天然ガス、金属鉱物の資源開発事業へ政策的に支援を行うことは、国民生活を守るうえでも必要不可欠。

改正内容

適用期限の**２年間延長**（令和７年度末まで）

※（見直し事項）対象となる特定株式等から経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の助成金の交付を受けた法人がその助成金をもって取得したその助成金の交付の目的に適合した株式又は出資を除外

制度趣旨

国内企業が**石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発**を行う際、必要な資金の一部を準備金として積立て、損金算入を認めることで、**手元に資金を残し、さらなる投資を促進**する。

【対象】
石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の取崩し方法】
・プロジェクト失敗等の場合は、一括で取崩す。
・プロジェクト成功又は据置期間経過の場合、６年目以降、５年間に渡って均等で取崩す。

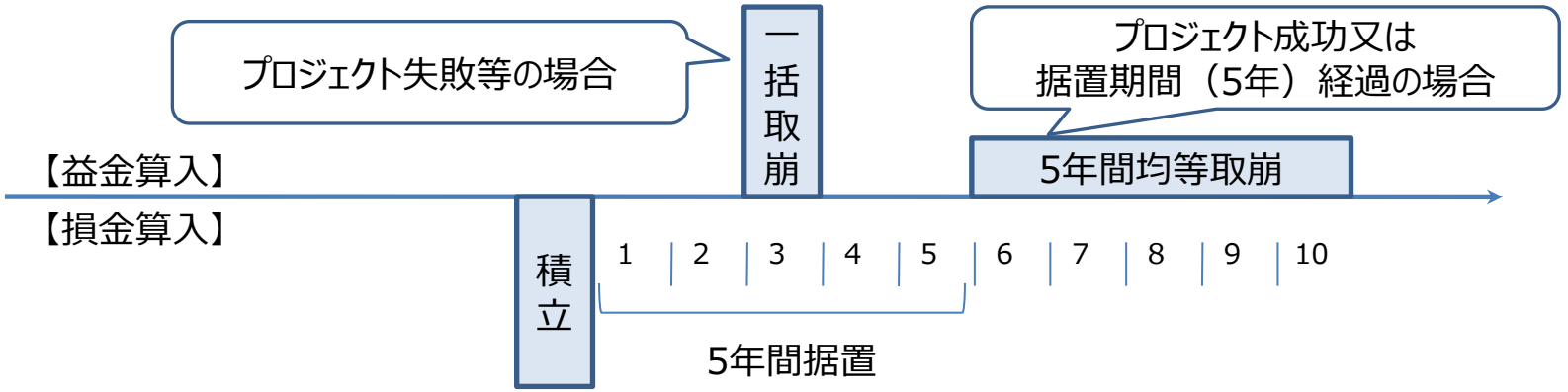

（参考１）激化するLNGの争奪戦と日本企業の上流権益取得を通じた安定供給確保に向けて

- 冬季に寒波等による**欧州やアジアでのガス不足の懸念、ロシアのウクライナ侵略に伴う欧州のLNG需要急増や偶発的な事故等により、昨今LNG価格が高騰**。世界的に**LNGの争奪戦の様相**を呈している。日本でも、過去に**予想以上の寒波等によるLNG不足**や、事故等による**LNGの欠落リスクに直面**しており、**事業に直接関与できる権益の取得を通じたLNGの確保**への支援措置の継続は必要不可欠。
- IEA（国際エネルギー機関）の最も起こりうる確率の高いシナリオ（**STEPSシナリオ**）では、世界的にも**既存ガス田の生産減少を補うためには、さらなる上流投資促進が喫緊の課題**となっており、日本企業の上流権益確保が図られなければ、将来の国内のLNG不足や価格高騰につながる懸念。

東アジア向けLNG価格（JKM）と
日本のLNG輸入価格（JLC）の推移について

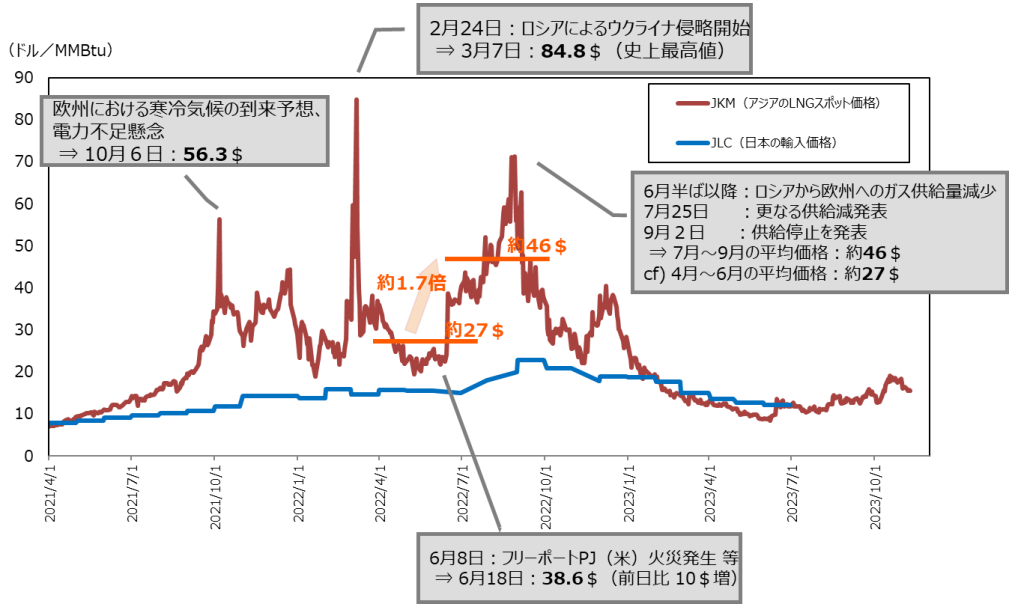

※ここ数年でもLNGの国際的な需給がひっ迫傾向にあり、
国内へのLNG調達価格や電気代・ガス代の高騰を生んでいる。

天然ガスにおける需要と追加供給量の推計（2015年～2030年）

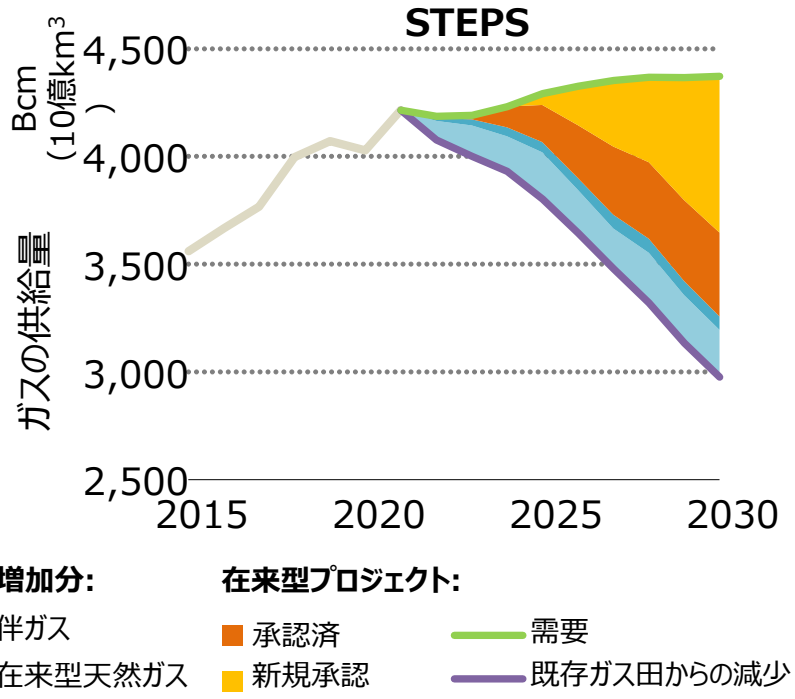

※The Stated Policies Scenario (STEPS)シナリオ
IEA（国際エネルギー機関）の最も起こりうる確率の高いシナリオ

（参考２）カーボンニュートラル実現と経済安全保障の観点から不可欠な鉱物資源上流投資

- **2050年カーボンニュートラル実現**に向けて、**蓄電池・モーター等の製造に必要不可欠なレアメタル、銅**等の獲得競争が激化。他方、海外の**鉱山開発リスクの増大や資源ナショナリズムの高まり、特定国に依存するサプライチェーンの脆弱性**等により、**安定的な資源確保がこれまで以上に困難になりつつある。**
- 特に、直近、中国によるガリウム、ゲルマニウム、黒鉛等の輸出管理強化もあり、**経済安全保障上の観点からサプライチェーンの強靭化**の要請が拡大。このため、**本税制措置の継続と経済安全保障法に基づくJOGMECの助成制度の両輪による後押し**により、**鉱物資源の供給源を確保することが不可欠**。

レアメタルの使用例

部材	必要となるレアメタル
電子部品（IC, 半導体）	タンタル、ガリウム、インジウム、フッ素等
モーター（磁石）	レアアース(ネオジム、ジスプロシウム)等
蓄電池（電極材）	リチウム、コバルト、ニッケル、黒鉛等
燃料電池（電極材、触媒）	ニッケル、レアアース、プラチナ等

レアメタルを巡る中国の動き

- リチウムの上流権益の**約20%が中国資本**。
  2021年以降の権益買収の**約60%が中国企業**。
- 今年に入り、**レアメタルの輸出管理を強化**。
  ※ガリウム・ゲルマニウム（7月3日）、黒鉛（10月20日）、レアアース等（11月7日）

需要予想（STEPSシナリオ）

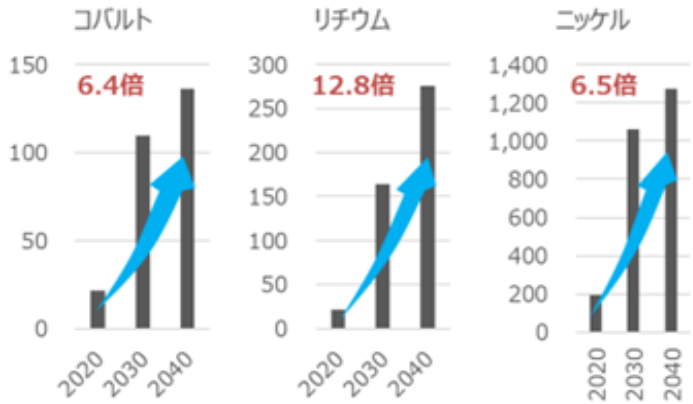

出典：The Role of Critical Minerals in Clean Energy Transitions, IEA, 2021

レアメタルの上流投資支援の強化

- 海外投資等損失準備金（海投損）
  →企業の自己資金を準備金として積立することによる**探鉱・開発の再投資促進**。
- 経済安全保障法に基づくJOGMECの助成制度
  →企業の自己資金では手が出せない**収益性の低い探鉱・開発案件への投資を補助**。

（５－２）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

拡充・延長

（固定資産税）

- 2030年度のエネルギーミックス実現に向け、**地域との共生を前提**としつつ、**再生可能エネルギーの最大限導入に取り組む**ことが重要。
- **再エネ発電設備の固定資産税を3年間に渡り、一定割合軽減**する措置のうち、**太陽光発電の対象設備**について、対象の見直しを行い、**次世代型太陽電池である「ペロブスカイト太陽電池」**と**認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備**を**追加する拡充**を行った上で、**適用期限を2年間延長**する。

＜拡充内容＞

（１）ペロブスカイト太陽電池の追加	（２）地域脱炭素化促進事業認定設備の追加
① グリーンイノベーション基金**「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトの支援を受けて取得した設備（ペロブスカイト太陽電池）**であること ② 1,000kW未満であること　等 （出所：積水化学工業）	① 温暖化対策推進法に基づき、**促進区域内**で、**地域脱炭素化促進事業の認定を受けて取得した設備**であること ② **（株）脱炭素化支援機構の支援**又は**経済産業省/環境省の補助金等の支援**を受け取得した設備であること　等

＜制度全体＞

対象設備	発電出力	課税標準割合※1
太陽光発電設備※2 **・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備** **・認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備**	1,000kW以上	**3/4**（7/12～11/12）
	1,000kW未満	**2/3**（1/2～5/6）
風力発電設備	20kW以上	**2/3**（1/2～5/6）
	20kW未満	**3/4**（7/12～11/12）
中小水力発電設備	5,000kW以上	**3/4**（7/12～11/12）
	5,000kW未満	**1/2**（1/3～2/3）
地熱発電設備	1,000kW以上	**1/2**（1/3～2/3）
	1,000kW未満	**2/3**（1/2～5/6）
バイオマス発電設備（2万kW未満）	1万kW以上	**2/3**（1/2～5/6）※3
	1万kW未満	**1/2**（1/3～2/3）

※１　本特例措置による軽減後の課税標準の割合。固定資産税額＝設置する設備の評価額×課税標準割合×固定資産税率（1.4%）。
※２　「ソーラーカーポート（駐車場屋根）の導入を行う補助金の支援を受けて取得した設備等」は今回、対象から除外。
※３　「一般木質バイオマス・農産物残さ区分」については、6/7（11/14～13/14）。

（５－３）自動車関係諸税のあり方の検討（自動車重量税、自動車税、軽自動車税）

その他

- 自動車関係諸税について、**「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献**するものとするとともに、**自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がり**や**保有から利用への移行**等を踏まえつつ、**受益と負担の関係**も含め、**公平・中立・簡素な課税のあり方**について、中長期的な視点に立って検討を行う。

『令和６年度税制改正大綱』（令和５年12月14日）

第三　検討事項

５　自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める。

また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。

（参考１）自動車産業の重要性・国際競争の激化

- 自動車産業は**550万人の雇用**を支え、**約15兆の外貨を稼ぎ**、また、**他産業への波及効果も大きいなど**、まさに**日本経済を支える大黒柱**。
- **「グリーン化」**と**「デジタル化」**の大きな潮流の下、世界各国が自動車の**GX/DX投資を囲い込み。**
- この国際競争を勝ち抜くことは、一産業に留まらない**日本の将来を左右する問題**。**政策総動員が必要**であり、**税制のあり方もその中で検討**を深める必要。

自動車産業の規模

雇用	約550万人	全就業人口の約１割
出荷	約60兆円	製造業の約２割
輸出	約15兆円	輸出総額の約２割
設備投資	約1.2兆円	製造業の約２割
研究開発	約４兆円	製造業の約３割

他産業への影響

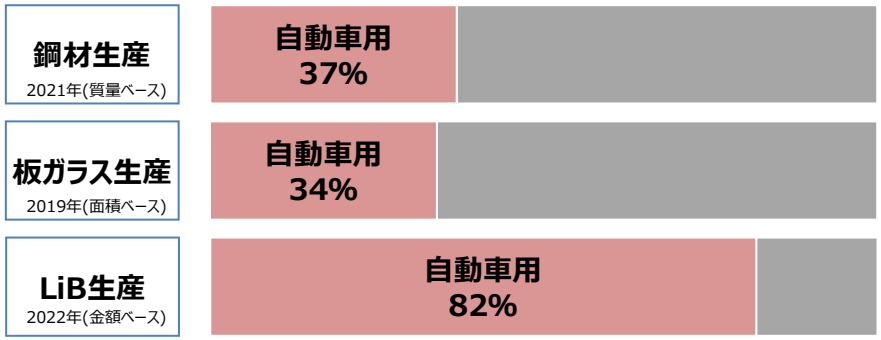

諸外国の投資囲い込み

アメリカ
- ○電池・材料製造、リサイクル支援：8,000億円
- ○EV等購入税額控除（北米最終組立て要件等）：最大7,500ドル

EU
- ○工場立地・研究開発支援：8,000億円
- ○電池の規制で域内への立地誘導

中国
- ○電池工場等の立地促進（税制優遇、自治体による各種支援）
- ○EV等の自動車取得税の減免措置（2027年末まで）

韓国
- ○自動車メーカーによる約9.6兆円超の投資を税制優遇
- ○重要部品の技術自立化支援

（出典）日本自動車工業会、日本鉄鋼連盟、生産動態統計のデータを基に経済産業省作成

（参考２）検討の方向性

- 令和6年度税制大綱を踏まえ、下記のような論点について、骨太な検討を引き続き進める。

短期
中期

市場の活性化、カーボン・ニュートラルの実現に向けた取組の加速

自動車業界の世界的な競争の激化に対峙する中、**カーボン・ニュートラル実現に加え、新たなモビリティ社会の早期実現**に向けた国内市場の活性化策の早期に検討

- カーボンニュートラル実現に向けた取組の促進や国内市場の活性化のため、環境性能の良い車への買替え促進
- 取得時の負担の軽減：電動車の普及を促進するとともに、国内市場を活性化
- 保有課税全体の環境性能化：車両の低炭素化の技術進化を促すとともに、新陳代謝による国内市場の活性化

長期

「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し

新たなモビリティ社会の姿を踏まえた抜本的見直しとして、**受益と負担の関係も含め**、課税のあり方の見直しを検討

- 「新たな社会」における変化の具体化（保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた受益者の広がり、GX/DX技術の普及状況等）
- これを踏まえた課税体系の抜本見直し（受益の広がりを踏まえた課税体系の見直し等）

（５－４）電気･ガス供給業の収入金課税の見直し（事業税）

継続検討

- 法人事業税は、**通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税**される一方、**電気･ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税**される仕組みとなっている（**収入金課税**）。
- **令和２年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直し**が行われたものの、**収入金課税の仕組みは存続**。令和６年度税制改正においては、**与党税制改正大綱　第三　検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について引き続き検討する。」ことが明記された。**
- 「一般の事業と同様の課税方式」の実現に向け、**課税方式の見直しについて引き続き検討**する。

見直し前の制度

法人事業税
収入割
1.3%

現行制度

【2020年度～】

電力事業者
（発電･小売事業）

収入金課税の２割を見直し

法人事業税 収入割 1.05%	付加価値割 0.37%	資本割 0.15%
8	2	

【2022年度～】

大手ガス事業者等※1
（製造･小売事業）

※1 法的分離の対象となる３社の供給区域においてLNG基地を維持･運用するガス事業者（=特定ガス供給業）
なお、中堅･中小ガス事業者（製造･小売事業）は、一般の課税方式に見直し済

収入金課税の４割を見直し

法人事業税 収入割※2 0.78%	付加価値割 0.77%	資本割 0.32%
6	4	

※2 うち0.3%は特別法人事業税に係る税率

要望内容

一般の課税方式

法人事業税 所得割※ 3.6%	付加価値割 1.2%
	資本割 0.5%
3.75	6.25

※うち2.6%は特別法人事業税に係る税率

※いずれも資本金1億円超の法人の場合

令和６年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

６．その他

（６－１）エネルギー・資源・環境関連

（６－１）エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

● 電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、①容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置及び②電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置を３年間に限り講ずる。

● 電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

分社化に伴い、グループ会社となった電気事業者間の取引に際して発生する料金のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ず行わなければならないと経済産業大臣が承認した取引の金額について、電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置の適用期限を５年間延長する。

● 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、発電側課金制度の導入に伴い、発電事業者が一般送配電事業者等に対して支払うことが新たに義務づけられる発電側課金について、発電事業者の課税標準たる収入金額から控除する等の措置を２年間に限り講ずる。

● 日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、電気事業者が卸電力市場を介して同一法人内で電力取引を行う際に発生する電気事業者が一般社団法人日本卸電力取引所に支払う金額のうち自己約定相当分について、電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置を３年間延長する。

（６－１）エネルギー・資源・環境関連

＜新設・延長・拡充＞

- 沖縄電力が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を３年間延長する。

- 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

製品の安定供給を通じた我が国産業の発展、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保、中小企業の経営の安定を通じた地域経済の発展、雇用の確保を図る観点から、軽油引取税の課税免除措置について、適用期限を３年間延長する。

- 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

沖縄における電気事業が、地理的・地形的・需要規模の制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限を3年間延長する。

＜制度整備・改善＞

- 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（仮称）」に基づく試掘権及び貯留権の創設に伴う税制上の所要の措置（所得税、法人税、個人住民税、事業税、法人住民税、消費税、地方消費税、印紙税）

カーボンニュートラルに向けた二酸化炭素地下貯留の事業化に必要な「試掘権」及び「貯留権」を創設するにあたり、これら権利に対し、鉱業権等のみなし物権と同様に税制上の所要の措置を講じる。

- 電力広域的運営推進機関が行う金銭貸付業の収益事業からの除外（法人税、法人住民税、事業税）

電力広域的運営推進機関が認定整備等計画を実施する事業者に対して行う金銭貸付について、法人税法施行令において収益事業に該当しない金銭貸付業として位置付ける。

（６－１）エネルギー・資源・環境関連

＜検討事項＞

- 原料用途免税の本則化（揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

（６－２）地域経済･中堅･中小企業支援関連

（６－２）地域経済・中堅・中小企業支援関連

＜新設・延長・拡充＞

- 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し及び延長（登録免許税）

産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画に従って行う合併、会社の分割等に伴い生ずる登録免許税の軽減措置について、中堅・中小企業等のグループ化を促進するための優遇措置を創設するとともに、適用期限を３年間延長する。

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長（不動産取得税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を２年間延長する。

＜検討事項＞

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

＜廃止＞

- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の廃止（登録免許税）

認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税について、適用期限の到来をもって廃止する。
※本措置について、新たな枠組み（産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置にて創設される優遇措置）に整理・統合する。

（６－３）復興･防災関連

（６－３）復興・防災関連

＜新設・延長・拡充＞

● 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長（固定資産税）

東日本大震災に起因して取得又は改良した被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置を２年間延長する。

● 特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長等（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等に係る特例措置について、適用期限を２年間延長する。

機械・装置及び建物等の特別償却（機械・装置：50%〈45%〉、建物・構築物：25%〈23%〉）又は税額控除（機械・装置：15%〈14%〉、建物・構築物：８%〈７%〉）。

※〈 〉内は、令和７年度に取得等した場合。

＜廃止＞

● 特定の資産（被災区域の土地等）の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の廃止（所得税、法人税）

被災区域内にある土地等を譲渡し、被災区域にある土地等を取得をした場合等の特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。

● 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置の廃止（法人税、法人住民税、事業税）

特定復興産業集積区域内に本店を有する法人が、再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入でき、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却できる特例措置について、適用期限の到来をもって廃止する。

（６－４）その他

（６－４）その他

＜新設・延長・拡充＞

● 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

環境基本法で定める環境基準を達成・維持するため、水質汚濁防止法に基づく暫定排水基準が適用されている事業者が設置する公害防止施設に対する固定資産税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

● 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税、都市計画税）

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度の適用期限を３年間延長する。

● 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の延長（固定資産税）

省エネ改修等が行われた住宅について、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限を２年間延長する。

● 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（法人税）

技術研究組合が組合員からの賦課金をもって取得した試験研究用資産の圧縮記帳を行った場合に減額した金額を損金に算入する措置について、所要の見直しを行い、適用期限を３年間延長する。

● 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置の適用期限は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付が延長された場合には、当該実行期限まで延長する。

（６－４）その他

＜新設・延長・拡充＞

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（登録免許税）

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を３年間延長する。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置の拡充及び延長（所得税）

省エネ改修等が行われた住宅について、所得税を軽減する特例措置の適用期限の２年間の延長等を行う。

- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長（登録免許税）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限を３年間延長する。

＜制度整備・改善＞

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、事業所税、地方消費税）

GX推進法に基づき創設される「GX推進機構」について、税法上の所要の措置を講ずる。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する令和6年度新規補助事業、並びに経済安全保障推進法に基づきNEDO及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が実施する安定供給確保支援業務を適用対象に追加する。

（６－４）その他

＜制度整備・改善＞

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上を行うほか、国税庁の新たな基幹システム（次世代システム）の導入時期に合わせて、処分通知等の更なる電子化を行う。また、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

＜検討事項＞

- 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

（６－４）その他

＜検討事項＞

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の抜本的見直し（消費税、地方消費税）

外国人旅行者向け消費税免税制度について、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとするべく、空港等での混雑防止の確保を前提としつつ、令和７年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

＜廃止＞

- 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減の廃止（登録免許税）

中心市街地活性化法に基づく不動産の取得又は建築をした際の所有権の移転登記又は保存登記に対する登録免許税の軽減措置について、適用期限の到来をもって廃止する。